

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問形式は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようよろしくお願ひします。

質問は、4番後藤田麻美子議員、3番手嶋いずみ議員、8番若山照洋議員、6番鈴木満議員、1番池田耕介議員、2番八神太紀議員、5番鈴木康友議員、11番吉原経夫議員の順に行っていただきます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので2問、町長に質問させていただきます。1点目に各災害に対する町のハザードマップの更新についてを質問させていただきます。元旦に起きた大地震の被災地に追い打ちをかけるようにさらに9月に石川県能登半島を襲った豪雨災害で甚大な被害が発生し、復興に打撃を与えました。各災害に対し、町のハザードマップを作成していると思います。周知方法はどうでしょうか。また、作成から時間が経過しているが更新を考えいらっしゃるのかをお尋ねいたします。

2点目に窓口に軟骨伝導イヤホンを導入してはいかがでしょうか。人が音を聞く経路はこれまで空気を通じて聞こえる気道と骨を振動させていく骨伝導の二つしか知られておりませんでした。しかし、奈良県立医科大学では2004年第三の聴覚経路である軟骨伝導を世界で初めて発見をしました。軟骨伝導を応用したイヤホンを相談窓口に設置する自治体が増えております。音漏れが少ない、小声でもはっきりと聞こえる、プライバシー保護の観点や窓口業務の効率化のために導入してはいかがでしょうか。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○総務部長（大西英樹君）

ハザードマップの御質問いただきました。まず周知方法についてでございますが、現在のハザードマップに更新した際に全世帯に配布し、以降転入した方につきましては転入時に窓口で配布をしてございます。また町のホームページにも掲載しているところで

ございます。

また、防災教育や自主防災組織による防災訓練、町の防災イベントの開催時等に積極的にハザードマップを活用しております。希望される方には配布をしております。

次に、ハザードマップの更新についての御質問でございます。現在のハザードマップは令和元年に作成をし、5年が経過しております。更新につきましては国による地震の被害想定の見直しが今行われておりますので、これらを踏まえて順次更新をしていきたいと考えております。その際には内容についてはわかりやすく、紙という形にはこだわらず、デジタルの活用も含めた周知方法を検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

続きまして、窓口に軟骨伝導イヤホンを導入してはとの御質問でございます。耳周辺の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導イヤホンを窓口に導入している自治体や金融機関があることは承知しております。本町の窓口への導入につきましては、導入された自治体の状況等を把握しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○4番（後藤田麻美子君）

ハザードマップについての2回目の質問をさせていただきます。町民の方の話し合いの中で全戸配布していただいたハザードマップ、使い方や見方がわかりにくいという方もみえます。以前、講習会等で学ぶ機会があって、とても行政の方が丁寧に説明してくださいり、よかったですという声を聞いております。ぜひ今後も防災教育等を行っていただき考えはどうでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

ハザードマップの見方について講習会についてという御質問です。日程等の調整、事前に御相談いただければ開催できると考えております。また、先ほども答弁しましたがハザードマップ、更新の際には内容につきましても、よりわかりやすくしてまいりたいと考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。各小学校でもハザードマップを通して防災教育を行っていたいっております。そういうことをよくお聞きしております。全小学校でも行っていると思っていると思いますが、見る、聞く、体感するということを子供たちに学んでもらいたいと思います。この点につきまして、全小学校でこういった防災教育をやっていただけるのかをお伺いをいたします。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

防災教育についての御質問ということで、授業の一環として防災教育、ハザードマップ以外の教育としても起震車の体験とか防災講話、資機材の体験などを各小学校で実施しております。ハザードマップにつきましては防災講話の中でとか災害の図上訓練など

で使用しております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

ハザードマップ、災害から身を守るための基礎知識、具体的に更新されるという考えを御答弁いただきましたが、それに対してのまた再度ですが、周知方法等もお聞かせ願いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

ハザードマップの周知方法について御質問です。周知方法につきましては、更新があった際に法改正などの改正があった場合に在庫等を考慮して更新をして、周知をしてまいりたいと思います。また、先ほども答弁させていただきましたが、デジタルの活用も含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。本当に一つ一つわからないこともたくさんありますけども、一つ一つ皆さん行政の方がいろんな面で説明してくださいます。防災教育もきちんとやっていただけるということは、町民の方も安心されると思いますのでぜひとも今後ともよろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目に入らせていただきます。現在難聴の方の窓口対応はどういったことで困っていらっしゃるのかを御答弁お願ひいたします。お伺いいたします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

難聴の方の窓口対応についての御質問でございます。来庁されました難聴の方が窓口で困ることのないように聞こえない方、聞こえにくい方の配慮を表す耳マークを窓口に掲示をいたしまして、申し出があれば筆談機などを使用して対応をしております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。次に軟骨伝導イヤホンのこの県内導入の状況についてお伺いをいたします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

軟骨伝導イヤホンの県内導入状況についてですが、愛知県内の自治体におきまして、現在9自治体が導入しているという状況でございます。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

軟骨伝導イヤホン、各自治体でも今議会でも女性議員の方が各自治体で質問されておりますけども、本当にこれはとてもいいことだということで私も聞いております。町民の方で突発性難聴になった方がいらっしゃいます。片耳が聞こえずとてもつらい日々を過ごしていたそうであります。今後、高齢者がもっともっと増えると思います。社会に適応しやすい状況を推進していくことにつなげ、耳が聞こえにくい高齢者、難聴者とのコミュニケーションを円滑にするためにも一日も早い窓口などに導入していただける

ことを切に願いをいたしまして、私は質問を終わらせていただきます。

○議長（松本英隆君）

4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番手嶋いづみ議員の一般質問を許します。

○3番（手嶋いづみ君）

3番、手嶋いづみです。議長のお許しをいたしましたので通告書に沿って2問質問をさせていただきます。初めに「こども誰でも通園制度」についてお伺いしていきます。保護者の就労の有無や利用目的を問わず、ゼロから2歳児の子供が保育施設等を利用できるこども誰でも通園制度が2026年から始まります。この制度は保護者の育児負担、孤立、不安感を軽減し、全ての子供の育ちを応援することを目的としています。既に施行実施されている自治体もあり、体制づくりが進められております。子供が多い本町においても早々に体制づくりを考える必要があると考えます。こども誰でも通園制度導入に対し、現状と課題を伺います。

2問目、学校におけるがん教育についてお伺いしていきます。がん教育は子供たちにがんを正しく理解してもらい、健康と生命の大切さについて主体的に考えてもらう重要な取り組みです。文部科学省は小中高生に対し、がん教育を義務付けております。さらなる充実に努めるため、県はがん教育等外部講師連携支援事業を行っています。

1、小中学校のがん教育の実施状況と教育方針を伺います。

2、子宮頸がんワクチン定期接種対象者の年齢別接種状況を伺います。

3、子宮頸がんワクチン定期接種の重要性を知ってもらうため、外部講師による出前講座を実施する考えはないかお伺いいたします。1問目の質問を終了させていただきます。

○福祉部長（安井慎一君）

それでは1問目のこども誰でも通園制度導入に対する現状と課題について御質問いただきました。こども誰でも通園制度につきましては、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用できる給付制度として創設されております。令和8年度について本格実施されるというところで現在国で進められております。現在、制度の本格実施

を見据えた試行的事業としまして令和6年4月現在、115の自治体で月10時間を上限として実施しており、国はこれまでのモデル事業での課題等を踏まえ利用可能枠の在り方、人員配置の基準、設備運営の基準、安定的な運営の確保や利用者・施設・自治体の三者が利用可能なことでも誰でも通園制度総合支援システムの構築などの検討を進めているところでございます。本町といたしましては、町内保育所での実施に向けて協議を進めておりますが、利用する児童の見込みや一時預かり事業との関係をどのように整備していくのか、その辺のところを現在検討を重ねているところでございます。以上です。

○教育部長（水野泰博君）

続きまして、2問目の最初の御質問でございます。小中学校でのがん教育の実施状況と教育方針はとの御質問です。これまで特別活動の時間や総合的な学習の時間の中がん教育に取り組み、時には外部講師を招いての学習も行いました。学習指導要領の改訂により、がんについて取り扱うことが学習指導要領の中で明記されたということで、現在小学校では令和2年度より高学年の年間1時間、中学校では令和3年度より2年生で年間2時間、保健の授業の中で学習を行っております。特に中学校ではがんの予防として、適切な生活習慣を身につけるような指導を行っているところでございます。また保健指導や総合的な学習の中で機会をとらえて指導も行っているところでございます。

○福祉部長（安井慎一君）

それでは2つ目の質問でございます。子宮頸がんワクチン定期接種対象者の年齢別接種状況についてでございます。子宮頸がんワクチンは1人当たり3回の接種となります。延べ接種件数となりますが、令和6年9月までの6カ月間の暫定値でございます。11歳が5件、12歳が10件、13歳が15件、14歳が12件、15歳が26件、16歳が10件、合計で78件となっております。また、令和5年度の1年間では定期接種全体で98件となりました。よろしくお願いします。

○教育部長（水野泰博君）

最後の質問でございます。子宮頸がんワクチン定期接種の重要性を知ってもらうために外部講師による出前講座を実施する考えはないかとの御質問です。子宮頸がんに特化したものというふうには考えてございませんが、がん教育全般に対する出前講座を前向きに検討しているところでございます。また、子宮頸がんワクチンの接種につきましては、現時点ではがんに関する知識の一つとして教える立場の教員が学ぶ時期ではないかというふうに考えております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

こども誰でも通園制度の再質問をさせていただきます。同じような制度で先ほども答弁ございました一時預かり事業があります。一時預かりと誰でも通園制度の違いを教えてください。

○子育て支援課長（古布真弓君）

一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いについてでございますが、一時預かり事業は市町村が実施主体となる補助事業として実施しております。家庭における保育が困難な乳幼児、子育てにかかる保護者の負担軽減のため一時的に預かる乳幼児を対象に保護者の立場からの必要性に対応するものに対し、こども誰でも通園制度は給付事業として実施されるもので子供を中心に考え、子供の成長の観点から全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成長環境を整備することを目的とするもので、保護者とともに子供の育ちを支えていくための制度となっております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

わかりました。では、一時預かりを行っている園を伺います。またそれぞれの利用の現状をお伺いします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

一時預かりの事業は現在、大治東保育園と大治幼稚園の2園で実施しております。それぞれの利用の現状は両園とも利用月の前月一日が予約開始となっております。大治東保育園では1日、5から6名の受け入れが可能で予約初日にはほぼ予約が埋まってしまう状況となっています。また大治幼稚園では6から7人の受け入れが可能で予約が集中する日もあれば空きがある日もありますが、年度末には利用者が定着してくるような状況となっていることと聞いております。

○3番（手嶋いづみ君）

先ほど答弁いただきました、利用枠が5、6名というお話でありましたので、月の初めに予約が埋まってしまう現状、利用者が固定している現状がわかりました。残念なことに町民の方より登録してあっても利用したいときに利用できなかつたというお声を聞いております。一時預かりの目的に日常生活上の突発的な事情、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための事業でもありましたが、全ての方が安易に利用できる制度ではなかつた実情が伺えます。では、保育所の通園状況をお聞きします。3歳未満児の人数と入園数をお聞かせください。

○子育て支援課長（古布真弓君）

3歳未満児の人数と、入園者数でございますが令和6年4月1日現在の人数ではございますが、住民基本台帳人口でゼロ歳児251人、1歳児272人、2歳児299人の合計822人で、入園者数はゼロ歳児34人、1歳児128人、2歳児150人の合計312人となっております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

ありがとうございます。今の答弁からしていくと大体4割近くの方が入園されているという状況がわかりました。では、誰でも通園制度が実施された場合どれくらいのお子さんが利用可能となるのでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

誰でも通園制度の利用可能な児童数でございますが、先ほどお答えさせていただきました3歳未満児の人口が822人で、入園者数が312人として算定いたしますと510人の児童が所属のないことになります。誰でも通園制度はゼロ歳6ヶ月から利用可能であること、また令和7年度には認定こども園が開園予定であることを考慮いたしますと350人ほどが利用可能である児童であると考えております。

○3番（手嶋いづみ君）

それだけの方が利用できるようになるということは私もうれしく思います。ありがとうございます。では保育士の確保、人手不足が一段と悪化する懸念がありますけれども保育士の確保をどのように見込み、補充していこうと思われているのか伺います。

○子育て支援課長（古布真弓君）

皆様御存じのとおり、本町は全ての保育所等が民間事業者による運営となっております。保育士の確保をサポートする事業として保育士資格を持ちながらも、現在保育現場で働いていない潜在保育士の現場復帰や保育士資格の取得を目指す方を支援し、保育人材の安定的な確保を図るため保育所等就職支援相談を行っており、引き続き実施していくと考えております。また、令和8年度からの事業開始を目指し、町内事業者と協議しながら事業所が早い段階で準備が行えるよう、令和7年度前半には誰でも通園制度事業の実施可能な事業所を調整していきたいと考えております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

ありがとうございます。日本は保育士のなり手不足と言われている状況が続いております。本町は先ほどもありました、全てが民間の事業所ということで給与を上げるとか、そういうことを携わることができないかと思いますけれども、先日こども家庭庁は給与を10.7%引き上げる処遇改善策を発表しました。その中に市区町村の支援策に家賃補助や給与上乗せ支援策を盛り込んでいます。保育士の確保には給与、労働環境の改善が必須だと思いますのでそちらのほうもよろしくお願ひいたします。

こども誰でも通園制度は2年前に公明党が子育て応援トータルプランの提唱により政府の取り組みを後押ししました。先ほど答弁にもありました我が町でも未就園児が500人程度ほどおります。3歳まで大変な時期でもあります。ずっと子供とかかわり続けることで親が疲弊し、不安や悩みを誰にも相談できず育児の孤立化に陥り、虐待につながるケースも少なくありません。通告書にもありましたが制度の利用で親が休息を取り、保育士から助言を受けたりすることで不安感を軽減することができます。また、子供にとっては集団遊びの経験で社会性を身につけられると期待されている制度でございます。気軽に預けられる制度のできることは子育て世代にとってどれだけ心強いものかと思います。現在、育てる自信がないという理由から子供を持ちたくないという若者も増えております。子供を持つ喜びで幸せを感じ、生き生きと子育てできる環境をつくっ

ていくことで少しでも少子化の歯止めになればと考えます。2026年実施に向け、さまざまなまだまだ課題がございますが、しっかり取り組んでいただきスムーズに開始できるようよろしくお願ひいたします。

続きまして、がん教育についての再質問をさせていただきます。先ほど答弁でありました1番については再質問ございません。では、子宮頸がんワクチン定期接種の接種状況について再質問させていただきます。厚労省はHPVワクチンの安全性、子宮頸がんに対する効果が確認され、2022年4月から積極的接種勧奨を再開しました。定期接種の対象は小学校6年生から高校1年生までとなりますが、対象者数を教えてください。

○保健センター所長（森本健嗣君）

今年度における定期接種対象者数でございます。令和6年9月末時点での対象者数は1,029名となっております。よろしくお願ひいたします。

○3番（手嶋いづみ君）

ありがとうございます。今1,029名という回答でしたが、接種合計が78件ということで、これは延べ件数になりますので78人とはなりません。なので1%未満の接種率かなというふうに思うんですけれども、では定期接種の方への周知をどのようにされておりますでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

定期接種の方への周知ということで、新たに定期接種の対象となる方に対しましては、対象となる旨のお知らせ文書の送付のほか、子宮頸がんを知っていただくための小冊子、それから予防接種を受けていただくための受け方をお示しするチラシを同封し、周知を図っております。以上でございます。

○3番（手嶋いづみ君）

しっかりと周知はしていただけていても、やっぱり1%未満ということですね。2013年から国はワクチン被害を受け積極的接種勧奨を取りやめました。その平成9年度生まれから平成19年度生まれの方にHPVワクチンの接種を逃した方のために改めて接種の機会を提供してくださいました。公費で受けられるキャッチアップ接種は令和7年3月までとなり、3回接種終了には今年度11月末までに初回の接種を受けなければなりませんでした。しかし、急激に需要が高まったことでワクチン不足となり、3月までに3回の接種が終了することができない可能性があるとして、2024年度に1回でも接種した方に限り、2025年度3月末まで延長する方針を示しました。2025年度まで延長する方針を示しました。そこでお聞きします。キャッチアップ接種の接種状況を伺います。また、対象者数を教えてください。

○保健センター所長（森本健嗣君）

本年度のキャッチアップの接種状況でございます。まず、対象者につきましては9月末時点で、2,161名でございます。接種件数につきましては暫定値ではございますが、合

計で367件となっております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

ありがとうございます。今、答弁いただきまして、大体2割程度ぐらいが接種していただけたかなと思います。では、キャッチアップ対象者に対する周知方法を教えてください。

○保健センター所長（森本健嗣君）

キャッチアップ対象者への周知方法でございますが、再開されましたのが令和4年度ということで、その際に一斉に先ほど新たに対象となった方と同様に対象となる旨と、あと小冊子、受け方等を送らさせていただいております。その後、今年度におきましても年1回でございますが、はがきにおきまして接種期限等をお示しさせていただいた周知はがきのほうを送らさせていただいております。以上でございます。

○3番（手嶋いづみ君）

ありがとうございます。多分、定期接種の方と同じようにキャッチアップの方も周知していただけたかと思います。またホームページにも掲載してありましたね。私は拝見いたしました。周知のほうはしっかりとしていただいた、同じようにされてきたのに、この差は何かなと思うんですけれどもありがとうございました。

続きまして、出前講座のほうの子宮頸がんに対する出前講座をしていただけたことはないかということで、御質問させていただきます。県は外部講師の活用に日本医師会に対し協力を求める通知を出し、外部講師派遣にかかる経費などを支援する事業を用意されております。これまでに県の事業を活用した出前講座を実施したことはございますでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

これまでに県の事業を活用した出前講座を実施したことはございません。

○3番（手嶋いづみ君）

ありがとうございます。でも今回は答弁で出前講座を検討していくというお話でございましたので、どうかよろしくお願ひします。では小学校で先ほど答弁ございました、小学校で約年間1時間、中学校で年間2時間とのことでございましたけれども、外部講師による出前講座を実施する場合はその授業の時間内で行うお考えでしょうか。

○議長（松本英隆君）

手嶋さん、それはがん教育についてっていう質問ですか。がんについての出前講座を行なうかどうかっていう質問。

○3番（手嶋いづみ君）

そうですね。がん教育の出前講座をです。

○学校教育課長（太田悦寛君）

出前講座を授業の中で実施するのかという御質問でございますが、授業の時間について

ては教科書に基づいて授業を行ってまいりまして、出前講座を実施する場合にはその授業の時間とは別で行うように考えております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

では、それは学年全体で一斉にして行うのか、どうでしょうか。どのように考えていますでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

行い方ですけども、学年全体で行うという形ではなくて児童生徒への習熟度を高めるためにクラスごとで行うというように検討しております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

ありがとうございます。先日、ある市内の全中学校で子宮頸がんの怖さを知つてもらうため産科医による出前講座の様子の新聞記事を目にしました。そこには生徒とともに保護者が参加する姿もありました。昨年度から始め今年で2回目となり、ワクチン接種は中学1、2年生の4割近くの女子生徒が接種を終えているとの内容でした。キャッチアップ接種が終了し、公費で受けられる年代は限られています。10万円ほどもするワクチンをその後、接種を希望するでしょうか。全国で年間約1万1000人が罹患し、その内年間約3,000人が亡くなっています。また、子供を産めなくなってしまったり、妊娠にくくなったり、早産や新生児死亡につながることもあります。女性にとってこんな悲しいことはありません。子宮頸がんはがんの中でもワクチンで予防できるがんです。我が町でも接種率がとても低い状況がわかりました。それには日本でのワクチン被害のイメージが強く、ネガティブな印象が残っているため、母親の反対意見が多いと聞いております。また、自治体から送られてきたHPVワクチンの接種案内を子供本人が目にすることは少ないようです。子供の判断より保護者の判断の影響が大きいと思われます。キャッチアップの接種率を見てもわかるように、大人になり、本人が正しい情報を調べ必要と感じ、デメリットよりメリットのほうを優先させた結果だと思います。私の子供もキャッチアップ接種の年代にあたります。友達が子宮頸がんにかかり悩んでいました。学校でも家庭でもHPVワクチンのことを誰にも教えてもらわなかつたと私を責めました。確かにHPVワクチンの必要性を語るにはデリケートなところにもふれる必要があり、まだ若い年代には話しづらいこともあります。だからゆえに学校で医師からの専門知識を説明してほしいと願います。オーストラリアでは2007年から取り組み、接種率は80%を超えていました。2035年には……

○議長（松本英隆君）

手嶋さんごめんなさい、質問のほうは

○3番（手嶋いづみ君）

ごめんなさい、質問は終わり私の意見を述べさせていただいております。申し訳ございません。

○議長（松本英隆君）

簡潔に。

○3番（手嶋いづみ君）

もうあとちょっとで終わりますので、申し訳ございません。患者数が少ない希少がんになると言われています。17年間のワクチン有効性を感じますが、皆さんはどう思われるでしょうか。私たちには大切な子供たちの命の未来を守るためにも、正しい知識と情報を提供する責務があると思います。ぜひ、がん教育の中に子宮頸がんワクチンの正しい情報を伝えていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

3番手嶋いづみ議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番若山照洋議員の一般質問を許します。

○8番（若山照洋君）

8番若山照洋です。議長のお許しをいただきましたので通告書に基づき、災害時の対応と対策について質問させていただきます。元日の能登半島地震を初め、今年も各地で多くの災害が起きています。また、8月8日に起きた宮崎県日向灘を震源とする地震では関東から九州までの多くの市町村が対象となった南海トラフ地震臨時情報が発表され、本町もその対象となりました。本町では数年前まで毎年8月に町防災訓練を実施していました。夏の暑い時期での訓練に一時は訓練時の変更や時間の変更を検討したこともありましたが、コロナの影響で訓練自体ができなくなり、一昨年からは「楽しく学ぼう！防災マスター in おおはる」を開催しています。今年も開催されましたが、以前のような避難訓練などは行われておりません。そこで、以下のことについてお聞きします。

1、町民対象の防災訓練では避難訓練の実施などの、どのような訓練を行っていくのか。

2、職員を対象とした庁舎や公共施設での職務中の発災を想定した来庁者の避難誘導や災害対策本部の立ち上げなどの災害対応訓練を実施すべきでは。

3、ペットの同行避難の受け入れ態勢はどうなっているのか、また同行避難されるであろうペットの種類や、数はどのくらいと想定しているのか。それらについて町民への

広報はどうしていくのか。

4、同伴避難は可能か。以上について町の考えをお聞かせください。

○総務部長（大西英樹君）

災害時の対応と対策について4点の御質問いただきました。まず1点目につきましては、避難訓練などをどのような訓練を実施していくのかということでございます。現在では、各自主防災団体と町による防災訓練を実施しております、先日につきましても西條の明治町地区や砂子地区において避難誘導、炊き出し、初期消火や応急処置、資機材の使用体験、また新たに今回、消火栓を応急給水栓として使用する訓練を実施したところでございます。また、災害協力事業所に登録いただいております島井地区の新東工業株式会社大治事業所では島井地区の住民の方が避難することを想定し、実際に建物や具体的な避難場所の確認を行いました。今後も引き続き、町民が参加・体験できるような訓練を実施してまいりたいと考えております。そのうえで来年度からは住民の方を対象に避難所まで避難していただき、そのまま皆様に避難所の運営、設営から運営を行う訓練。また今年度整備予定の消火栓を応急給水栓に活用する器具を使用した訓練を順次計画しておるところでございます。

2点目といたしまして、公共施設の災害対応訓練を実施すべきであるという御質問をいただきました。個別の施設としてそれぞれ訓練を実施しておるところでございます。また、出水期前につきましては災害対策本部の立ち上げ訓練、また昨年11月には役場庁舎内的一部ではございますが、初動対応訓練として図上訓練を実施しており、今年度も実施する予定でございます。今後はさらに役場庁舎で来庁者にもご協力をいただき、本番さながらの避難訓練の実施を検討してまいります。

3点目といたしましてはペット避難、ペットの同行避難の体制について御質問をいたしております。全ての避難所で受け入れができるよう、以前よりレイアウト等の検討を行ってまいりましたが、屋外のみのスペースでしか確保が現在できておりません。これで十分とは考えておりませんので、被災地の実例や他の市町村の状況を踏まえ、さらなる検討をしてまいりたいと考えております。またペットケージの備蓄もしておりますけれども、ペットの種類や数の把握ができていないため避難される方にふだん使用してるものを持参していただくことや、車中泊での受け入れも想定しておるところでございます。ペット避難の周知方法につきましては、避難所のレイアウト例やペットの避難マニュアルを作成し、広報やホームページ等に掲載するとともにチラシを作成して、例えば動物病院等に置いていただくとか町のイベントのときに配布するなどといった啓発をしていきたいと考えております。

4点目といたしまして、ペットの同伴避難が可能かということでございます。避難所の屋内への同伴避難はアレルギーを持つ方への配慮や、鳴き声やにおいへの対策が必要と考えております避難所内の空きスペース等を利用するなど同伴避難ができないか詳

細に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○8番（若山照洋君）

来年度から訓練を行うとのことですが、以前のような町全体で訓練していくのか、それぞれの避難所別でやっていくのか、その辺りをちょっと詳しく教えてください。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

避難訓練の御質問でございます。現在のところ避難所ごとで避難訓練を実施していくと考えております。以上です。

○8番（若山照洋君）

先ほど、自主防災組織などの協力といわれたんですけど自主防災組織のない地域、そういうところの場合は総代さんとかその辺を基準としてやられていくのか、そのあたりをお願いします。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

自主防災組織のない地域につきましては総代様に御協力いただきながら、検討していくと考えております。

○8番（若山照洋君）

避難して運営を、避難・設営・運営を行う訓練。例えばどのような感じで運営方法、内容は教えていただけるのでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

内容につきましては現在検討中ではございますが、避難所、当然避難してくると最初に受付、さらにスペースの確保、今御用意しているものとパーティションとか、そういうもののを使っていく。どのようにつくっていくかということも視野に入れながら実施していきたいと考えております。

○8番（若山照洋君）

それは例えばダンボールベッドを設置する訓練とか仮設トイレ、その辺の間仕切りとか、その全てのことを一通り一度やってみるということですか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

議員のおっしゃるとおり、一通りやっていきたいと考えております。

○8番（若山照洋君）

来年度からということなんですが最短でいつごろ、まだ来年度のことなんでわからないとは思うんですけど、いつごろを予定しているんでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

実施時期につきましても現在検討中ではございます。他のイベント等の時期の兼ね合いもございますので、今ここでいつとは申し上げにくいんですが年度の後半になろうかと考えております。以上です。

○8番（若山照洋君）

年間に今12の避難所があると思うんですけど、全てをやるのか、年に3カ所、4カ所、2カ所そういうのっていうのは、その年々で決めるんですかね。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

実施箇所数については、最初は1カ所をやって検証というのをしていきたいと考えております。ですので、複数実施できるかどうかも含めて今現在検討しておるところでございます。以上です。

○8番（若山照洋君）

なるべく早く訓練の実施をお願いしたいと思います。

続きまして、2問目、個別の施設では訓練を行っていると言いましたが、全ての先ほど庁舎でも一度やってみると話でしたが、全ての施設で訓練を行っているのか。例えばやっている場所とやっていない場所があるのか。そのあたりを教えてください。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

公共施設の災害対応訓練についてですが、全ての施設で実施しております。以上です。

○8番（若山照洋君）

ハツ屋や西條コミセン、その辺や砂子のふれあい防災コミュニティセンター、そこでも同じように訓練はやられてるんでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

訓練 자체は実施しております。利用者の方がお見えじゃないときもありますので、実施できるときにいらっしゃれば含めて実施ということになります。以上です。

○8番（若山照洋君）

わかりました。次に行きます。役場庁舎で来庁者に協力してもらい訓練の検討をしていくということだったんですが、検討じゃなくて実施しないといけないと思うんですね、やっぱり。そのためにもいざというときに実施するために、いつごろこれもまた実施するんでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

庁舎での避難訓練の実施時期につきましては、庁舎管理をしております担当課と調整をしながら実施していきたいと考えておりますので、現在はちょっとまだ未定ということです。以上です。

○総務部長（大西英樹君）

先ほど課長が答弁いたしました各地区での防災訓練、それから公共施設での訓練につきましても、来年度中という考えではなくて早期にというふうに思っておりますが、じやあ何月ごろというと、いろいろとちょっとなかなかお答えにくい部分がございますので、早期に実施してまいりたいということで御理解いただきたいと思います。

○8番（若山照洋君）

部長ありがとうございます。本当に早期にお願いします。

続きまして、勤務中にその災害が発生した場合、職員の家族や家の心配、自宅の心配。そのあたりの安否確認はどのように行っていくのでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

勤務中の職員の家族等の安否確認という御質問ですが、勤務時間中に災害が発生した場合は業務を行いながらSNS等で確認をすることになろうかと思いますが、確認ができない場合もあると思います。その際は被災状況に応じてとはなるとは思いますが、一度帰宅させるなどの対応をとることになると考えております。以上です。

○8番（若山照洋君）

やっぱり家族のことも心配なので、その辺はモチベーションとか上がらないと思うので、気になって。確認だけはさせてあげてほしいです。来庁者の配慮をしながら職務を訓練をやってもらうの大変だと思うんですけど、ぜひ早期に実施していただきたいと思います。

続きまして、ペットの同行避難についてお聞きします。レイアウト等の検討をしたが屋外のみなので、さらなる検討と言いました。現時点でのくらいの数を受け入れることができる、その把握はしていないと思うんですけど、避難所でのくらいを想定しているのか教えてください。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

現時点でどのくらいの避難頭数を確保しているかというところにつきましては、場所、避難所それぞれに場所を設けております。あとケージを1避難所について2つ用意しておりますので、その頭数分はできるであろうと考えておりますが、屋外での避難ということになりますので具体的な数というのは、ちょっとまだ検討ができていませんので、今後さらに検討していきたいと考えています。

○8番（若山照洋君）

把握ができないということなので、そういう災害時に少しでも役に立つように、例えば広報おおはるにアンケートをとるページをつくっていただくとか、公式LINEにアンケートをとって実際に犬を何匹、猫を何匹飼ってますよとか、そういうアンケートをとることっていうのはできるんですかね。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

今、公式LINEのほうでそういうアントケート機能っていうのをできあがってきると聞いておりますので、そういうものは活用できるかなというふうに考えております。広報につきましても、どのようにやっていくかというのは検討していきたいと考えております。以上です。

○8番（若山照洋君）

町の公式LINEも今1,500人くらいですかね登録者数が、ちょっと少ないとと思うんですが、多少返答さえあれば把握ができると思います。今は町では犬の頭数しか多分わ

からないと思うんで。例えば猫がうちは何匹、鳥が何羽、ウサギが何羽ってあると思うので、その辺あたりをちょっと一遍調べていただくと、いざというときの参考にはなると思いますのでお願いします。また今、町のホームページ、ペットに関することが余り載っていないんですよね。地域防災計画とかちょこつとずつしか載ってないんです。そのあたり今後見直すことというのは考えがあるのでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

ホームページでの掲載という点でございます。議員おっしゃるとおり現在、地域防災計画の一部とか避難所運営マニュアル等のところにしか載ってございません。先ほどの答弁でもございましたが、今後避難所のレイアウト例やペットの避難マニュアルを作成した際にはもっとわかりやすい見方ということで、到着できるまでに時間かかる状態で2、3クリックでできるようなところにはしていきたいと考えております。それまでもチラシ等を早めに掲載する等のことはしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○8番（若山照洋君）

課長もわかりづらく2、3回クリックでたどり着けるようにしていきたいということなんですが、本当に探すの苦労するんですよね。どこの避難所に連れてっていいのか、本当にわかりやすいようにホームページのほうを、ちょっと話は違ってきちゃうのかもわからんんですけど全体的にホームページは見にくいので、その辺を改善していただきたいと思います。例えば今の運営マニュアルや地域防災計画っていうのは更新する計画はあるのでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

避難所運営マニュアルについては現在のところ考えておりませんが、地域防災計画については上位官庁のほうから毎年更新ございますので、それに合わせて大治町のほうでも更新してまいりたいと考えております。以上です。

○8番（若山照洋君）

よろしくお願いします。以前にも私、ペットの同行避難の訓練を行ったらどうかという質問をさせていただきました。そのときに順次検討していくという答弁をいただきました。その検討結果っていうのはどうなんでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

以前の御質問からの検討結果ということでございます。避難訓練につきましては先ほど答弁にございました来年度から実施していく避難訓練の中にペットの同行避難も一緒に避難していただくことも踏まえてやっていきたいと考えております。以上です。

○総務部長（大西英樹君）

ペットの関係につきましては以前から御質問いただいていて、ちょっと進みが悪いことは町としても懸念しております。ただ、どうしても狭いスペースのところもあります

ので、今我々として考えているのはこここの避難所であればペットが何頭くらいは受け入れると、それが中なのか外なのかということ。場合によってはこここの避難所ではペットの避難は受け入れできませんというようなこともあるかと思います。そうやって発信していくからには、きっちと現場を詳細をよく見て、今感染症とかそういう問題もありますので健康な方と病気の方を分けたほうがいいとか、避難所のレイアウトの考え方もどんどん国が変えてきておりますので、そういうことも踏まえてよく考えていただきたいと。受け入れが可能な避難所、それからあとは避難所でのルール、守っていただきたいこと。それから御自身でもやっていただきたいこと。こういったことをきっちと周知をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○8番（若山照洋君）

本当にペットは飼い主にとってみれば家族の一員なんです。そのあたりを考慮していただき、よろしくお願ひいたします。4番目の同伴避難の件も今部長がちょこっと話してくれたので、これはやめます。ごめんなさい、やめません。済みません、申し訳ないです。現時点で同伴避難が可能な避難所、ここなら受け入れできますよというところは何カ所あるんでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

同伴避難が可能な避難所ということでございます。現時点ではゼロ、どこもございません。以上です。

○8番（若山照洋君）

ないということなので、このあたりもやっぱりやれるように。いろいろ大変だとは思いますけど、ちょっとと考えていただいてよろしくお願ひいたします。

災害時には人命第一なのは十分承知しております。飼い主にとってはペットも家族の一員です。過去の災害では避難所でのペットの受け入れが可能なのかがわからなかつたり、動物が苦手な人やアレルギーの方に配慮して避難をせず被害に遭われたり、ペットとの車中泊でエコノミークラス症候群を発症する可能性もあります。庁舎内での訓練の実施、また町民参加の避難訓練の際にはぜひペットの同行避難訓練を行っていただき、平時から飼い主にペットに対する災害対策を行っていただくためにも町ホームページやチラシなどの広報、周知を早期に実施していただくことをお願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（松本英隆君）

8番若山照洋議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番鈴木 満議員の一般質問を許します。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。議長のお許しをいただきましたので順次質問させていただきたいと思います。投票率を上げるための取り組みは、投票率を上げるための町の取り組みは、SDGs持続的可能な開発目標、目標16「平和と公正を全ての人に」とともに密接にかかわっています。特にターゲット16.7では「効果的で透明性があり、説明責任を果たす包摂的な制度を促進する」や、「意思決定の参加を全ての人に提供する」という内容に沿っております。投票率の向上に向けた具体的な町の取り組みについてお聞きします。

1、若年層への投票啓発活動について。若年層の投票率が低い傾向にあります。そのため、学校での主権者教育やSNSを活用した投票啓発など、投票の意義や影響についてわかりやすく伝えるコンテンツを提供するなど、町のさまざまな活動に関心を持ってもらえる取り組みが必要だと思います。現在行われている取り組みの内容とその効果について伺いたいと思います。

2番目として投票環境の改善について。現在、期日前投票ができる場所は役場3階の第3会議室になります。有権者が投票しやすくなるために商業施設などふだんの生活圏で投票できる期日前投票所を増設を検討する考えはないかをお聞きしたいと思います。

続きまして、町制50周年事業についてお伺いしたいと思います。令和7年4月1日から始まる町制50周年事業に向け、現在進めている事業内容について詳細な説明を求めたいと思います。以上1回目の質問を終わります。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

それでは投票率を上げるための取り組みということで御質問いただいております。まず1つ目、若年層への投票啓発活動について現在行われている取り組みの内容とその効果についてという御質問でございます。常時の啓発としまして小中学校の夏休みの課題での明るい選挙啓発ポスターコンクールの開催や、二十歳のつどいにおいて選挙の仕組みとその大切さをまとめた啓発冊子の配布は従前から実施してまいりました。

各選挙の執行時の啓発といたしましては、広報おおはるや選挙チラシのほかホームページにも投票日や期日前投票期間等の情報を掲載するとともに、メールサービスやSNSを活用した選挙のお知らせも実施してまいりましたが、今回の令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙では公式LINEを活用した啓発も新たに開始いたしました。また子供のうちから選挙に慣れ親しんでもらうことを目的に3年前から始まりました「ぼう

さいマスター in おおはる」のイベントでは投票用紙に見立てたアンケート用紙を子供を含めた参加者にお配りいたしまして、実際の記載台や投票箱を使用した模擬投票形式によるアンケートの記載や回収を実施いたしました。さらに今年度の「商工祭り with はるウィン」においては、選挙管理委員や明るい選挙推進協議会委員の方々にも御協力をいただき、選挙啓発資材の配布を行いました。

投票率については天候や選挙の争点などさまざまな事情が総合的に影響することもあり、これまで実施してまいりました啓発活動が効果的であったのか検証することは難しい状況ではありますが、特に若年層の投票率が低い傾向にあることに鑑みると、より効果的な選挙啓発が必要であるということは認識しております。

今後の若者への選挙啓発としましては12月10日、明日から12日、3日間にかけまして大治中学校の3年の生徒を対象に出前講座を開催しまして選挙の大切さや模擬投票を行うことを予定しております。若い世代が選挙に関心を持ち、投票率の向上につながるための主権者教育を主軸に置き、効果的な選挙啓発活動を今後も推進してまいります。

続きまして、2点目のふだんの生活圏での投票ができる期日前投票所の増設を検討していく考えはとの御質問ですが、期日前投票所、複数箇所設置している自治体は当該自治体の面積が広域であることや期日前投票所が混雑し、投票するまで長時間待たされることなどの課題を解消し利便性を高めるため設置されていることが一般的であります。

また、公共施設以外に期日前投票所を設置している自治体は集客数の多い大型ショッピングモールなどの商業施設や駅構内などをを利用して実施しております。商業施設などで実施する場合は、投票所となるスペースや選挙の秘密を保持できる会場の確保が必要となります。残念ながら町内にはこの条件に当てはまる施設がございません。

また、二重投票防止のため投票システムを構築する費用も必要となつてまいります。しかしながら、スポーツセンターや総合福祉センターなどの公共施設を利用するついでに投票ができる環境を整備することは投票環境の向上の取り組みとしては有効な選択肢の一つであると考えております。公共施設においても二重投票防止のための投票システムを構築するための費用が必要とはなりますが、既に公共施設に期日前投票所を設置している他の自治体の事例を参考にしまして、設置の可能性について今後調査研究してまいります。

#### ○総務部長（大西英樹君）

続きまして、町制50周年事業に向けて進めている事業や内容についてと御質問いただきました。まだ予算の議決をいただいているないもんですから、あくまでも計画ということで前提といたしまして、50周年という節目の年にあたりましてこれまでの町の歩みを振り返るとともに郷土への愛着や誇りを新たな町の未来へつなげていくため50周年記念事業の基本方針を定めまして、町民の皆様が参画し行政と一体となった事業を実施していきたいと考えております。

今の予定といたしましては、まず記念事業として特別に企画したメインの事業としましては、まず記念式典。それからひなのつるし飾りといたしまして本町と日本三大つるし飾りとの共同展示、それから北海道物産展を予定しております。

11月3日に実施を予定しております記念式典では、本町の発展に寄与し功績が顕著な方への記念表彰を行うとともに町制施行記念曲の披露なども考えております。また、例年2月3日から3月3日に名古屋マリオットアソシアホテルのロビーに展示しておりますひなのつるし飾りを日本三大つるし飾りの自治体であります山形県酒田市、静岡県東伊豆町及び福岡県柳川市と連携しまして、共同展示ができるよう現在調整を進めております。この事業を契機としまして自治体間の交流を深め、つるし飾りの文化と伝統を継承していきたいと考えております。

次に、北海道物産展につきましては、町制施行の40周年記念事業でも大変好評を博した事業でございます。今回は地域活性化の拠点として、さまざまな世代に親しまれ、人とのつながりが生まれる施設としましてリノベーションを行うスポーツセンターの完成の披露を兼ねまして令和8年2月22日・23日両日で実施する予定でございます。友好自治体である北海道美唄市を中心に他の友好自治体を始め近隣自治体とも連携し、より交流が深まるような記念事業としていきたいと考えております。

また、各地区に保管されております神楽を一堂に会して「神楽揃」を実施するとともに大治太鼓の演奏を行っていただく企画も考えております。開催場所や実施時期につきましては毎年大変御好評であります商工会との共催事業である「大治町商工祭りwithはるWIN」で実施できないかと考えておりますが、会場周辺の安全性を確保するための警備体制や会場内でのスペースの確保などを含めて商工会の理事会で今後お諮りしていただくよう調整をしております。

その他の事業としましては町施行以降の本町の発展の歴史と地形をまとめた町史の刊行や、健康で自分らしく活躍するシニア世代の育成をするとともに健康長寿社会の実現を目指していくことを目的に「大治町100歳大学」を開設してまいります。さらには町民の皆様に参加していただく事業としまして、町の魅力を盛り込んだPR冊子を制作してまいります。冊子に掲載する写真を町民の皆様から広く募集し、町の魅力発信にもつなげていきたいと考えております。

最後になりますが、例年行っております既存の事業や各団体が主催で実施する事業につきましても冠事業や協賛事業として実施していく予定で予算編成を行っております。町民の皆様と一体となって記念事業を盛り上げることでさらなる発展と持続可能な魅力あふれる町づくりへとつなげていけるよう、現在予算編成をしているところでございます。このように考えております。以上でございます。

○6番（鈴木　満君）

ありがとうございます。投票率を上げる取り組みについての再質問をさせていただき

たいと思っております。先ほどにも二十歳のつどいというような言葉も出ておりましたが、若者の選挙啓発として二十歳のつどいで冊子を配布ということでお聞きしておりますが、その会場にて町の公式LINEのQRコードで登録してもらうっていうような取り組みっていうのは、それは毎年やっていただければいいんですが、そういう取組みは考えはありますでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

二十歳のつどいで冊子の配布をして選挙啓発を行っていくということで答弁させていただきましたが、そのほかとして投票立会人募集のチラシの配布や、選挙に関するアンケートを実施する予定をしております。「どうすれば若者が選挙に行きたいと思いますか」といったような質問事項を設けて、若者ならではの意見を募り、今後の啓発の活用にしていきたいと考えております。その際に町公式LINEの登録もお願いする予定をしております。今後執行される選挙におきましてもLINEでの啓発は引き続き行つていただきたいと考えております。若者に選挙の関心を持つていただくため、こちらの二十歳のつどいの場でLINEを登録していただき、積極的な啓発につなげていきたいと今後そのように実施していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○6番（鈴木 満君）

ありがとうございます。公式LINEのほう登録を進めていただけたことですで、ぜひ町の活動や情報を知つてもらうには本当にいいツールだと思っておりますので、ぜひ毎年やっていけるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、明日から12月10日、明日から3日間ですか、中学校の3年生の生徒を対象に選挙啓発として出前講座を開催するというふうでありましたが、毎年この時期に開催しているという認識でよかったです。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

中学3年を対象とした出前講座については、これまで毎年は開催してはいませんでした。若年層への選挙啓発も今後は主権者教育というところに力を置いていきたいなということで、今年度始まってから教育委員会とも御相談しながら12月に開催すると今年度から開始をしていくようにしております。今後は毎年中学3年生の生徒さんに開催していく予定をしております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

ありがとうございます。これから続けていただきたいと思っております。この出前講座なんですが、講師は誰がなされてました。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

出前講座の講師ですが、総務課の選挙担当の職員が資料もつくりまして、講師も務めています。以上です。

○6番（鈴木 満君）

ありがとうございます。期日前投票についてもお聞きしたいと思います。衆議院議員選挙ですね。本町も期日前投票で令和3年と6年を比較すると投票率が上昇しているとお聞きしておりますが、どのように変わったんでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

本町の期日前投票の投票率ですが、衆議院議員の選挙を比較しますと令和3年の10月31日の執行では期日前投票の投票率は10.76%でしたが、今回の令和6年10月27日の執行では13.0%と上昇しております、上昇率を見ても県内では高い水準でございました。以上です。

○6番（鈴木 満君）

2.4ポイント上がっているというふうに思うんですが、本町においても期日前投票が有効性を示すものだと思います。さらにこの町民の利便性や高い施設での投票環境をつくることが、これからまた重要なんじゃないかなと思っております。この投票率についての質問は、これまでに諸先輩議員が幾度となく質問されたことの繰り返しになりますが、投票率を劇的に上げるっていう特効薬みたいなものはないにしろ、そのときに合った改善、取り組みなど一つ一つの積み重ねが大切なんだなというふうに思います。改めて今後、新たな取り組みを検討していただくことを期待して、次の質問に入らさせていただきたいと思います。

50周年事業について質問させていただきます。冠事業、特別事業、協賛事業など大変多くのイベントが予定されております。これから当初予算に向けて細かなところをいろいろ詰めていくもんだと思っておりますが、まず50周年記念事業全体の予算規模はどれくらいを想定してらっしゃるのか、まずお聞きしたいと思います。

○総務部長（大西英樹君）

予算規模でございますが、議員おっしゃるとおりこれから予算編成を行ってまいりますので、今幾らというところはなかなか難しいところではあるんですが、10年前の40周年のときには全体で決算額は3500万ほど執行しております。10年前と比べまして、いろんな物価高、人件費高というのがあるとはいえ、これよりも圧縮はしていきたいというふうに考えております。現段階ではこのような答弁で御理解いただきたいと思います。以上です。

○6番（鈴木 満君）

ありがとうございます。続いて、カウントダウン事業についてお聞きしたいと思います。令和7年4月1日に町制施行50周年を迎えるにあたり、町内外に多く、広く周知していくために50日前から町民よりカウントダウン写真を募集し、役場ロビーや町ホームページに掲示していくという事業内容でございます。一般的にカウントダウンというふうに聞きますと、ゼロになった日に何かしらの祝賀イベント等はあってもいいんじゃないかなっていうふうな私のイメージなんですが、そのゼロになったときに何もないとい

うふうでいいんでしょうか。何かお考えがあるならお聞かせください。

○企画政策課長（横井宗宣君）

50周年事業のスタートである令和7年の4月1日に祝賀イベント等は予定はしておりませんが、50日前である2月10日から町ホームページでのカウントダウン写真のアップやカウントダウンパネルの庁舎ロビーでのお披露目、掲示等行ってまいります。これらをもってスタートアップとし、50周年事業の機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

続いて、「大治町商工祭り w i t h はるワイン」について晴れるっていう前提でお聞きます。特別事業「神楽揃」についてお聞きしたいと思います。はるワインの会場、中学校で行われるイベントとして今後商工会と調整していくということですが、行政側からいただいた資料には実施場所は大治小学校、実施事業概要も神楽を大治小学校に一堂に会して「神楽揃」を行うという記載があります。どういうふうに考えてらっしゃるのか、お聞かせください。

○社会教育課長（加藤裕一君）

当初は単独で「神楽揃」をやるような計画をしておりました。そんな中、運営を手伝っていただく大治太鼓保存会と協議を重ねまして、せっかくやるのであればたくさん人が来る場で御披露したいという意見がありましたので、はるワインの中でお披露目ができるかというようなことで今後調整をさせていただくというようなことになっております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

例えば、この調整がうまくいかなくて大治小学校でやる可能性もあるということでしょうか。

○社会教育課長（加藤裕一君）

おっしゃるとおり、調整がうまくいかない場合は単独でっていうことも考えております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

その際には、はるワインの日程とはかぶらない別の日っていうことによろしいでしょうか。

○社会教育課長（加藤裕一君）

おっしゃるとおり、行事にかぶらないような日程を調整していきたいと思っております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

大治小学校になった場合ですが、その際は商工会として何か関わるっていうことは考えてらっしゃいますでしょうか。

○社会教育課長（加藤裕一君）

やっぱり人をなるべく集める方法として、何か出店的なものがお願いできたらありがたいなというふうには考えておりますが、その辺も検討していただけるとありがたいというふうに思っております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

この「神楽揃」ですが、町としては何基を想定してらっしゃいますか。

○社会教育課長（加藤裕一君）

町内に全11基ございます。これも日程等、詰まりましたら各総代さん、保管管理者の方へまた実際の日程とか時間とか伝えまして出ていただけるところにというふうに考えておりますので、今のところ全部出ていただけるかどうかっていうのは、はっきりわかつておりますので御理解をお願いしています。

○6番（鈴木 満君）

続きまして、冠事業「大治町商工祭り w i t h はるワイン2025」の開催に当たって、ここ近年の来場者数の推移、いたいたいた参考資料によりますと令和4年が約5,000人、令和5年が7,000人、今年は1万人ほどであったそうです。共催事業として町は今年のはるワインにどのような問題点だったり反省点があったのか、そしてはるワイン2025に向けてどのような対策を取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

商工祭り w i t h はるワイン2024でございます。来場者が年々多くなりましてキャパオーバーになるということで、はるワインの実行委員会の中でも話はございました。今年は役場職員が前日の準備や当日のブースでの啓発、それから翌日の後片付けやごみ拾いに回りました。次回は当日の会場係ですか、ブースで欠員が生じたときの応援などに人員を配置しまして、危険回避に努めるようにしたいと考えております。

○6番（鈴木 満君）

人員の配置、一番大事なのはそうだと思います。今年も1万人と今おっしゃられたキャパというのも今の人員ではとうに超えていると。ちょっと貰いきれないような状態で私も手伝わせていただきましたが、本当に痛感しました。で、反省点、対策というところが大事になってくるんだろうなと。もちろん行事のイベントの内容とかも今後また商工会のほうも多分、そういったところも考えていくんだと思いますけど。今はこのはるワインで商工会、ボランティアの方ですとかそういった方、行政も含めてですがお手伝いしていただけるふうな取り組みっていうのはしていただけるんでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

商工会はもちろんのことですが、町の職員のほうもお祭りに対しての立場、共催ということでお手伝いを中心に関与してまいりましたが、今年は共催ということで町のブースも参加しております。その中で、より深く関与、具体的なお手伝いということも踏ま

えまして問題点も実行委員会では出ております。私も同感部分ございますのでその点を踏まえまして、より深く関与してまいりたいと考えています。以上です。

○6番（鈴木　満君）

ありがとうございます。50周年がまた大成功することを願いまして質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（松本英隆君）

6番鈴木　満議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時46分　休憩

午前11時47分　再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番池田耕介議員の一般質問を許します。

○1番（池田耕介議員）

1番池田耕介です。議長のお許しをいただきましたので通告書に基づいて町内の学習スペースのさらなる充実を、町の情報発信の今後の展望を問うと題して2問質問をさせていただきます。

本年6月定例会での他の議員からの一般質問で「公民館の図書室、学習室の閉室時間延長について」との質問がありました。公民館の学習室に関しては町民の方から私も同様の要望を伺っております。現状、公民館の学習室は午前9時から午後5時まで開室をしております。午後5時となりますと中学校でも授業が終わって下校時刻が午後4時前後だったりしますから、そこから利用できるかといったら時間はほぼないわけとなります。高校生ともなりますと、町内に高校はありませんから町外から帰ってきて午後5時までに利用ができるかといったら、それはなかなか難しいのかなと考えます。大人の方で喫茶店なんかでお勉強をしたり、お仕事をされたりといった姿がイメージに浮かぶこともあるかと思いますが、中学生、高校生となると金銭的にもそれはなかなか難しいのかなというわけで公民館の学習室の閉室時間の延長を望む声は非常に理解ができるものですが、6月の質問の際の答弁ですね。こちらは教育部長から「今後、利用者ニーズの調査を実施をして開館時間延長に伴う課題を踏まえて検討していきたい」というお答えがあったと記憶しております。今年の夏休みの期間にも何度も足を運んで学習室の様子を見てみましたが、日々多くの利用者の方がおられたと感じました。しかしながら、学習室の閉室時間が特に変わらないまま、あの子たちにとってはもう戻らな

い時間が半年間経過をしてしまいました。資格の試験であったりとか趣味の勉強だったりであれば、もしかしたらいつでも構わないといったものもあるかもしれません、受験となると基本的にはその年度での合格を目指すものですから、今年度不便を感じた方もおられたのではないかなど推察をいたします。そこでまず初めに、利用者ニーズを恐らくもう調査はされたかと思いますが、調査の対象と調査結果についてどうだったのかをお伺いをいたします。

続いて、公民館内の開いているスペースにまずは長机と椅子だけでも設置をしていただきたいと6月の時点で社会教育課長に御要望をいたしました。これは夜間午後9時まで開館をしている公民館で、現状の学習室が午後5時で閉まった後も学習していいスペースは設けていただきたい。空いているスペースであれば、どのみち公民館は開館をしているわけですから、自由にといいますか利用される方がいれば自由に利用していただいて、利用される方が特にいなくても別に何か損失が発生するわけではないとの思いからであります。その後、先日公民館に足を運んだ際に設置をしていただいたことに気がつきました。議場のモニターを御覧ください。こちら公民館のキッズスペースですかね、その横に長机と椅子を設置をしていただくお願いをして設置をいただきました。こちらの設置の時期と現在までの利用の状況、また設置をされたことは私は自分で言ひだしておきながら先日行くまで恥ずかしながら知らなかつたわけですが、町民の方に把握はされているのでしょうか。お伺いをいたします。

続きまして、現在計画をされている大治町スポーツセンターのリノベーション事業基本構想に「おおはるみんなの広場」というような文言がございます。この構想の下に今後はスポーツセンターを子供の居場所と考えていくのであれば、小さいときにはスポーツセンターで遊び、少し大きくなつてからは慣れ親しんだスポーツセンターで体を動かしたり、スポーツの講座に参加をしたり、また時にはそちらに学習ができるスペースを設けてもいいのではないかと考えます。というのも、スポーツセンターも先ほどの公民館と同じく午後9時まで開館をしておりますので、そこで空いているスペースがあれば活用しても特に負担であつたり損失が発生することはないのではないかと考えます。ゆりかごから墓場までではないですが、幼少期の遊び場から成長とともに使い方が変わりながらスポーツの場所であつたり学習の場所であつたり、また年配の方がカフェでお茶をするでもいいですし町民の方の憩いの場、中心として考えていくてもよいのではと考えますが、町として展望はいかがでしょうか。1問目については以上の3点をお伺いをいたします。

続きまして2問目、町の情報発信の今後の展望を問うと題してお伺いさせていただきます。今年度の当初予算にLINEサービス利用料として268万4000円が計上されております。本年6月より町公式LINEのメニューがリニューアルをされました。現状の町公式LINEの登録者数と、その伸びについてはどのように考えておられるで

しようか。お伺いをいたします。

また、広報の手段としては町のホームページや広報おおはるなどさまざまな媒体がありますが大治町として今後どの媒体を情報発信の軸として考えていくのか。公式LINEを軸として考えていくのであれば投稿の内容であったり、登録者数を増やす方法など、今後の展望はいかがでしょうか。以上2問目については2点お伺いいたします。

○教育部長（水野泰博君）

それでは、初めの町内の学習スペースの更なる充実をということで図書室、学習室の利用者ニーズの調査の対象と結果はという御質問でございます。対象は図書室・学習室の周知を兼ね、小学校の4年生から6年生の全児童及び中学生に対してアンケートを実施いたしました。調査結果といたしましては利用時間、開館時間を延ばしてほしいとの回答は20.7%、人数といたしましては268名となりました。比較的多くの御要望があるというふうに捉えまして、この結果を受けて来年度以降で図書室及び学習室の開室時間を延長できるように前向きに検討を進めております。

次に、公民館内の空きスペースに長机と椅子を配置した時期、利用状況、町民に把握されているかとの御質問ですが、今回の設置につきましては実際にどれだけ利用があるか調査をさせていただくために試行的に9月下旬ごろから設置をしておりますが、現状の利用状況といたしましては1日1、2名。週に2日程度利用されているのを見かける状況でございます。周知方法としましては現在、学習室にてスペースの案内表示をしておりますのと、そのスペースにおいて自由に学習をしていいというような場所であることを掲示しております。

次に、スポーツセンターリノベーション事業の基本構想で、スポーツセンターに学習スペースを設けてもよいのではと考えるが町としての展望はとの御質問です。スポーツセンターリノベーション事業におきましては、スポーツセンター1階エントランスにテーブルと椅子を設置する予定をいたしております。こちらは交流スペースとしての活用を計画しているところでございますが、こちらにつきましてはスポーツ以外にも町民の皆様がつながる場所といたしまして、学習を含め自由に使っていただけるスペースとして活用してまいりたいというふうに考えております。

○総務部長（大西英樹君）

続きましてLINEの御質問をいただいております。登録者数とその伸びについてでございますが、今年の1月に町の公式LINEを設置、開設してから2週間ほどで登録者が800人に達し、その後増加をし続けてる状況です。10月16日にリニューアルをいたしまして、その後も登録者数が増加して全体で今現在1,500を超えたところでございます。情報発信のツールとしましては、この人数で十分とは考えておりません。今年度中に2,500人を目指とするという計画を立ててやってるところでございます。今後もより多くの町民の皆様に登録していただくため、周知に努めさせていただきたいと考えております。

続きまして、LINEを軸として考えていくのか、投稿内容や登録者増の方法など今後の展望は、という御質問をいただいております。町の情報発信の手段といたしましては、町公式のLINEのほかに広報おおはる、町公式ホームページ、大治町メールサービスに加えSNSではX、フェイスブックなどがあります。情報を得る手段は皆様それぞれ異なるため町の公式LINEのみに限らず、各媒体の特性を生かしながら町民の皆様が町からの情報を受け取れることができるような広報活動を努めていきたいと考えております。また町公式のLINEにつきましては、発信だけではなくて受信もできるというメリットを生かして先ほども一部、前の議員に答弁をいたしましたがアンケートとかいろいろな機能がございますので積極的に活用していきたいと考えております。登録者数を増やす取り組みといたしましては、イベント時や公共施設において友達登録ができる二次元コードを印刷したティッシュやチラシの配布を行い周知に努めてまいりました。今後につきましてはより手軽に受け取ることができるよう二次元コードを印刷したカードの配布や役場等での待ち時間に友達登録ができるよう各課窓口に二次元コードの提示を行っていきたいと考えております。また、イベントの際には一緒に友達登録のお手伝いをするなど、より多くの皆様に友達登録をしていただけるような工夫を凝らして務めてまいりたいと考えております。以上です。

○1番（池田耕介議員）

1問目の最初の答弁でアンケート調査の結果、時間を延ばしてほしいとの回答が20.7%だったというお答えがありました。回答者の属性といいますか、小学校4年生から6年生及び中学生の学年別の回答の割合の集計、分析などはできているのでしょうか。お伺いいたします。

○社会教育課長（加藤裕一君）

学年別という御質問でございます。小学4年生は24.6%、小学5年生は12%、小学6年生は12.5%、中学1年生は19.5%、中学2年生は19.9%、中学3年生は29.0%でございました。

○1番（池田耕介議員）

こちらアンケートが図書室・学習室の開室時間ということで、図書室なのか学習室なのかという区分けはないのかなとは思いますが、一般的には学年が高くなればなるほど学習室の需要は高まるのかなというように思っています。ただ6月の時点の答弁では社会教育課長から学習室の利用状況について学生、特に高校生の利用が多いというようにお答えがあったと記憶をしておりますので、であれば周知を兼ねてと先ほどお答えでもありました、一般的には現状で高校生の利用が多いのであれば高校生に意見を聞くのが自然な流れではないかなと思うわけですが、このアンケートは手法はどのように実施をされたのでしょうか。お伺いいたします。

○社会教育課長（加藤裕一君）

アンケートの実施につきましては、タブレットの活用をいたしましてグーグルフォームによるアンケートを実施させていただきました。以上です。

○1番（池田耕介議員）

これ小中学校の現場でっていうことでよろしいでしょうか。

○社会教育課長（加藤裕一君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○1番（池田耕介議員）

私も以前学校現場におりましたから、どうしても小中学生の情報の提供であったり、つながる手段というのは学校現場でプリント配布をするであったりとか、担任の先生を通じてというのが多くなってしまうと。そうすると大治町、高校がないわけですから中学校卒業と同時にぱつたりと行政とつながる手段がなくなってしまうというわけです。こちらについては2問目の広報のほうとも関わりますのでまた後ほどお伺いをさせていただきますが、先ほど答弁でアンケートの結果を受けて来年度以降で図書室及び学習室の開室時間を延長できるよう、前向きに検討を進めてまいりますとお答えがございました。こちらは現状の図書室・学習室の開室、午後5時で閉まっているのを後ろに伸ばすといった考えなのか、先ほど私がモニターで表示した学習スペース、空きスペースに机と椅子を置いていく、そういうものを拡充していくという考えなのかどちらでしょうか。お伺いします。

○社会教育課長（加藤裕一君）

今回アンケートで聞いておりますのは図書室と学習室というふうに聞いておりますので一体的に図書室・学習室の時間の延長を検討していくということでございます。以上です。

○1番（池田耕介議員）

となると、現在の開室時間のときに司書カウンターにおられる職員さんの勤務も後ろに伸び、またその分の人件費も発生するという認識でよろしいでしょうか。

○社会教育課長（加藤裕一君）

おっしゃるとおり会計年度任用職員を配置してというふうに考えております。

○1番（池田耕介議員）

今回私が話題に上げている学習スペース、こちら利用に波があるのかなというように考えています。テスト週間なんかですと当然利用が増えるでしょうし、例えば天候であったりとか地下鉄の駅から直結みたいな形であれば影響は受けないのかもしれません、自転車で登下校して雨に濡れて公民館に寄るといったら、それもまた減るのかなということですね。正直、職員さんに人件費をお支払いをして毎日いていただいたとして、毎日安定して利用があるのかとも限らないわけで、果たして無駄が生じてしまわないかというように考えております。で、先ほどから公民館であったりスポーツセンターだと

言っておりますが、現状、町内の公共施設で夜まで開いていて使えるのがその公民館、スポーツセンターの2つであります。そこに空きスペースがあれば、そこに机と椅子を置くだけで別に利用がなくても無駄が発生するわけではないですし、むしろ人件費を払うお金の何分の一かで電気スタンドでも買っていただいて設置をしていただければ、学習の環境としてはより充実をするのではないかというように考えるわけです。先ほど試行的に長机と椅子を置いていると御答弁がありましたので、来年度のあり方もまだ検討段階ではあるかなと思いますので学習スペースについてはぜひ確保はしていただきたいとは思いますが、ぜひとも無駄のない形でぜひ実施していただけたらと考えます。よろしくお願ひします。

続きまして、先ほど話題に出ました高校が本町に高校のない町として、中学校卒業後の年代への情報発信の弱さと、これは本町の課題ではないかと以前より感じておりますが、もう一度議場のモニターを御覧ください。こちら、あま市の甚目寺中央公民館の学習スペース、ホールのところに机を置いてありますパーティションと電気スタンドが設置をされていますが、こちらの写真をよく見ていただくと地域ボランティア募集のチラシですかね、募集のお知らせなんかが設置をしてありました。ほかにもこちらも、若者かける行政といったような若者向けの案内であったりとか、行政からの情報が掲示をされておりました。もちろん市町村の広報誌だったりとかホームページなんかにも同じ情報は掲載されているかと思いますが、なかなか学習スペースを使うような中学生であったりとか、高校生の年代で市町村の広報誌であったりホームページを日ごろから見ますよといった方は、議会だよりもそうですがなかなか残念ながら少ないのでかなというように感じます。そういう年代の方にも、こういった場所で行政からの情報を届けることが出来るわけです。ほかにも、こちら小学生の子が総合学習なんかの時間でつくった壁新聞であったりとか、外国の何々族の像なんかの展示もありまして、なかなかこういったものを、これを見るためだけに足を運ぶというのも少ないのかなというように思いますが、学習スペースに寄ったついでにそこにあるからちょっと見てみるとといったことなんかはあるのかなというように思います。こちら写真はあま市の美和文化会館の学習スペースです。こちらにも椅子と机と電気スタンドが設置をされておりまして、たまたま私が行ったときに近隣の高校生の子ですかね、学習なんかをしておったんですが。こちらもこの周りに美術作品が展示をしてあったりですね、地域のこちらは市民活動ですかね、美術クラブの作品が展示をされておりまして学習スペースに足を運んだついでに、こういった展示物が目に入る機会というのは確実に増えているのかなというように考えます。大治町の公民館も今、ちょうど先週行ったときは書の展示ですかね。書道の展示なんかがされていましたりですとか、奥に行きますとつるし飾りですね。先ほど何かの話にも出ていましたがつるし飾りだったりとか。これも結構見入ってしまう作品ではあるのかなというように考えます。また、夏に行ったときは戦争の展示がお盆のあた

りだったと思いますが、されておりまして、こちらのスペースはそこまで広くないながらも興味深いような内容の展示がされておりまして、なかなかこれをもちろん見に来ていただくのが理想ですが、これを見にくるということがなくても学習スペースを利用するといった形で来館者が増えていけばついでに、やはり見ていただく方が増えるのかなというように思う次第であります。モニター以上です。設置をしていただいた現状ある長机と椅子も現在は学習室とそれからそのスペースのところに「御自由に使ってください」と案内が張ってはありますが、そもそも学習室に来ない子には、その場所を設置していただいたことがどれだけ周知をされているのかなど、それを知らずに公民館にも来ない、展示を見る機会もないといったことが起きていないかと思うわけで、今回こちらの質問も周知の意味合いも含めてさせていただきました。学習スペースにつきましては公民館の来館のきっかけであったり、広報の手段としても有効ではないかという感じます。また、お答えいただいたスポーツセンターの活用については、実際に使ってみないとどういった感じになるのか、にぎやかで勉強はなかなかちょっとそこでは難しいのか、意外とすみ分けができるのか、そのあたりは運用していく中で適切なルールづくりをいただければいいかなと思いますので、1問目については以上にして、2問目の広報のほうの質問に移らせていただこうと思います。

先ほどお答えの中で公式LINEの登録者が1,500人を超えたということで、先日見ましたら1,570人くらいだったかなと思います。私が今年の5月に友達登録の人数を見た際には1,087人だったと、ちょっと5月の何日かは覚えてませんが1,087人とあります、人口の割合で見たときに当時3.2%だったとメモを書いていた記録が残っていました。近隣の自治体で公式LINEを開設をしているところはその時点で他にも見てみましたが、大治町が一番後発でそもそも公式LINEが最近始まつたこともあってその時点で登録者数は少なかったわけですが半年たった今、伸び率で言いますと1%ほど伸びているのかなと。他自治体も実際見ましたがこの半年で1%伸びているというところというのはなかなか少なくて、伸び率としては比較的高い数字となっているのかなという感じます。とはいえ、人口で見ると4%ちょっとくらいですかね。ぜひまだ利用を伸ばしていっていただきたいと思うわけですが、先ほどの1,500人の登録の、私も登録をしましたが、登録時に世代であったり住んでいる場所であったり設定をすると思いますが、現在の登録者の世代の内訳はデータとして出ているのでしょうか。お伺いします。

○企画政策課長（横井宗宣君）

LINEの世代別の内訳でございます。令和6年11月29日現在で70代以上が8%、60代が14%、50代が22%、40代が16%、30代が15%、20代が7%、10代以下が1%、その他未回答となっております。以上です。

○1番（池田耕介議員）

ありがとうございます。一般的にSNSの利用は若い世代のほうが多いのかなと思う

わけですが、その中で30代が15%、20代が7%、10代が1%と、なかなか若い世代は数字が低くなっています。そうするとなかなか行政からの情報も届かず、大治町とのつながりも希薄になっていってしまうのかなという感じです。とはいえ、広報おおはるであったり、ホームページであったり、公式LINEリニューアルと載せていただいておりますが、なかなか先ほど申しましたが広報を見る機会が少なかったりですか、ホームページにアクセスする機会が少ないと、そういう情報も若い世代のもとには届かないのかなという感じです。ということで、先ほど1問目のほうで述べました学習スペース、ここが例えば高校生、大学生なんかの利用が中学生、高校生、大学生とかですかね。あるのであれば、そちらに公式LINEリニューアルのような、もちろん学習の妨げとならないのは大前提ではありますが、掲示なんかを貼ることでそこで登録をしていただいて広報や町のホームページではなかなか情報が届かない世代の利用者の方に情報が届けることが可能になると思いますが、そういう運用は可能なのでしょうか。お伺いします。

○企画政策課長（横井宗宣君）

施設所管課のほうと調整が必要でございますが、例えば友達登録用の二次元コードを載せたチラシ、ポスターなどは先ほどの映像にもあったとおり掲示することは可能だと考えております。若い方をはじめとした施設利用者への周知に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○1番（池田耕介議員）

なかなか若い世代と接点を持ちづらい中で、若い世代が集まる場所というのがあるわけですから、そこはぜひ有効に活用していただきたいなという感じです。また、先ほど他の議員の答弁でもありましたが二十歳のつどい、中学高校と年齢が上がって二十歳のつどいが恐らく市町村にとっては若者とつながる最後の機会になってしまうのかなという感じです。高校が町内になくても大学がなくとも二十歳のつどいはありますから、そこを逃してしまうと、また子育てをしてという年齢になるとまたつながることもあるのかもしれません、空白の期間が出来てしましますので二十歳のつどいを大治町と若者がしっかりとつながるためのラストチャンスと捉えていただいて、先ほどのお話がありましたチラシの配布であったりQRコードの掲示であったり、ぜひその機会を有効に使っていただきたいなという感じです。

続きまして大治町、転入者が多いというのも特徴となっていると思いますが、転入される方々にもぜひ積極的に公式LINEの登録を促していただくと大治町の情報であったり、魅力であったりとかいうものがつながっていくので非常に効果的かと考えますが、このあたりの取り組みについてはいかがでしょうか。お伺いします。

○企画政策課長（横井宗宣君）

住民課での転入の手続きを行う際に転入者に対して町公式LINEのチラシ等を作成

し、そちらのほうを配布して登録のほう、今後促してまいりたいと考えております。また、待ち時間に友達登録ができるよう各課窓口に置いても二次元コードの掲出を行う予定はしております。以上でございます。

○1番（池田耕介議員）

いろいろ述べましたがぜひLINEもリニューアルして終わりではなく、登録をしていただくのを待つのではなく、情報であったりとか魅力であったりとか、特にLINEに関しては登録をしていただかないと情報が届かないといったものですから登録をしていただくための取り組みと、それから登録をしていただいても配信される内容が面白くないなという感じてしまうとブロックをしてしまって、ということになりますから、ぜひ内容についてもブラッシュアップをしていただいて先ほど2,500人といった数字があったかなと思いますが、あくまで通過点で小さな町ではありますが、この中で何千何万と登録者数が増えていくと非常に夢があるなという感じます。1問目の学習のスペース、それから2問目の公式LINEにつきましても、ぜひ私も広報、PRのほうはしていこうかなと思いますから、よりよいまちづくりに今後とも御尽力いただくことをお願いを申し上げて以上で私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本英隆君）

1番池田耕介議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時19分 休憩

午後1時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

2番八神太紀議員の一般質問を許します。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。議長のお許しを得ましたので通告書に基づき質問させていただきます。デマンド交通を導入し、利便性を向上させてはと題して質問させていただきます。

本町の交通事情を考える中で、特に公共交通の利便性が課題となっている地域があると感じております。高齢者や子育て世代、そして移動手段が限られている方々にとって、より便利で柔軟な交通手段の導入が必要ではないか。現在本町では町内の公共施設へのアクセス向上させるために福祉施設等を巡回する福祉巡回バスを運行しています。しかし、その運行時間や経路について住民の交通事情に十分対応できていない地域があるよ

うに感じております。このような状況の中デマンド交通が地域の実情に応じた柔軟な交通手段として注目されています。デマンド交通とは利用者の予約に応じて運行する交通方式であり、運行時間や経路が予約内容に基づいて変動する仕組みです。予約がある場合のみ運行するため効率的な輸送が可能になります。そこで下記の点について2点お伺いさせていただきます。本町の福祉巡回バスの現状と課題について。令和5年に見直した福祉巡回バスについて利用状況や現状の課題について、どのように把握されているかお聞かせください。

2つ目、デマンド交通の導入の可能性について。本町においてもデマンド交通を導入することは非常に有効な手段であると考えますが、導入するお考えはあるでしょうか。また、多くの自治体でデマンド交通が導入され、効果的に活用されています。その成功事例や導入効果について本町ではどのような調査を行っていますか。2点御質問させていただきます。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

デマンド交通についての御質問の1点目でございます。本町の福祉巡回バスの現状と課題についての御質問でございますが、福祉巡回バスにつきましては議会の地域公共交通調査特別委員会の申し入れを受けまして運行コースを見直し、令和5年4月1日より現在のコースにて運行をしております。利用状況につきましては、令和5年度実績は8,037人、1日当たり33人であり、見直し前の令和4年度実績と比較しまして669人の利用増となっております。医療機関やスーパーの近くに新設した停留所の利用が要因の一つと考えられております。また、令和6年度は10月末現在で5,001人、1日当たり34人の利用となっております。次に現状の課題につきましては、バスの本数を増やして待ち時間を短縮してほしいとの要望を以前からいただきましたので、本年10月から11月にかけまして老人クラブなどの団体や利用者などにアンケートを実施いたしました。その結果におきましても同様的回答が最も多く寄せられておりますので、これが現状の課題と捉えております。今後につきましては利用状況の分析やアンケート結果を踏まえまして、課題の解決に向け検討をしているところでございます。以上です。

○総務部長（大西英樹君）

続きまして、デマンド交通の件について御質問いただいております。デマンド交通は高齢者や移動困難者の移動手段の一つとして有効と考えております。デマンド交通を導入する自治体が増加していることや、自治体が抱える課題を解決するためにデマンド交通を導入し成功した事例は把握しておりますが、本町がデマンド交通を導入した際の効果についてはどのような問題が出てくるかなども含めて、まだ検証がしきれていない状況でございます。さまざまな輸送サービスの調査研究や公共交通空白地の考え方等の把握は行っておりますが、デマンド型の交通の特性として、路線定期型の交通に比べ利用者1人当たりの運行経費は平均で見ると高い水準にあります。また定期的に利用する方

にとて予約という仕組みがなじむのかなど、地域の移動需要の特性やその背景を把握した上で、他の輸送サービスとの比較や住民ニーズを把握し検証していく必要があると考えております。また公共交通空白地というものが存在してバス、タクシーなどの事業者で構成する地域公共交通会議での協議が整うことが必要だと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○2番（八神太紀君）

再質問させていただきます。まず先に福祉巡回バスのほうについて御質問させていただきます。令和5年度に見直しをしていただいて、予算は令和4年度、令和5年度あと令和6年度も予算のほうを教えてください。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

福祉巡回バスの予算でございます。令和4年度892万4000円、令和5年度831万4000円、令和6年度865万7000円でございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

では令和5年度から変更した点を教えてください。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

変更した点でございますが、停留所を10カ所追加いたしました。廃止につきましては4カ所でございます。そのほかにルートの変更などを行いました。以上でございます。

○2番（八神太紀君）

停留所の追加やルートの変更ということで、これは何を参考に変更をしたのでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

停留所の追加やルートの変更でございますが、議会の地域公共交通調査特別委員会の調査結果を参考としながら民生課でルートの検討を行いました、現行のルートに変更をさせていただきました。以上でございます。

○2番（八神太紀君）

変更をしていただいたい今現在はAコースが20カ所、Bコースで20カ所、AコースBコースで同じ場所もあると思いますが、通っていると思います。ちょっとここでディスプレーのほう、画面のほうをお願いいたします。これも質問させていただきます。現在これAコースBコース、ちょっと見にくいですけれどもこういうふうにルートを走っているかと思います。令和5年度において利用人数の多い停留所と少ない停留所、またその停留所での年間の利用人数を教えてください。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

利用の多い停留所及び利用人数を多い順に5カ所申し上げさせていただきます。一番多かったのはBコースの総合福祉センター利用人数は1,957人です。次にBコースの砂子東部防災ふれあいセンター1,129人、次にAコースの総合福祉センター975人です。次

にAコースの総合福祉センター北 643 人、Bコースの中割球技場 307 人でございます。

続きまして、利用人数の少ない停留所、少ない順に 5 カ所申し上げます。一番利用が少なかったのはBコースの三本木水防倉庫、こちらはゼロ人で利用がございませんでした。次にAコースの殿池神社前3人、Aコースの名探マンション前5人、Aコースの多世代交流センター7人、Bコースの大治郵便局東8人、以上でございます。

○2番（八神太紀君）

総合福祉センター前、ここは発着にもなるので自然と多くなるかと思います。今お聞きした多い地域で砂子東部防災ふれあいセンターですね。1,129 人だったと思います。こちらですね、僕も福祉バスについて住民の方から意見を聞くんですけど、砂子東部防災ふれあいセンターから進む鎌須賀、ハツ屋を通っていくルート、ここでやっぱどうしても利用人数が多く、砂子東部でよく乗られるという結果も今出ているんですけども乗れないっていう話を聞くことが何件かありました。実際に利用人数が多くてバスに乗れないときがあった場合は役場としてはどのような対応をとっているんでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

利用者が多くてバスに乗れなかつた場合の対応といたしましては運転手から民生課のほうへ連絡が入ります。民生課職員が公用車で現地に出向きまして、利用者を目的地まで送り届けております。以上です。

○2番（八神太紀君）

実際に頻度、そういう乗れないっていう報告があつたのはどれくらい令和5年度ではあったのでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

細かくは集計はとつておりますが2～3カ月に1度くらいかと思います。以上です。

○2番（八神太紀君）

僕のほうでも「乗れないから行くのちょっと遠慮している」という声も聞きますので、今2～3カ月に1回という話だったんですけども、それよりも多くちょっと乗りにくいやなと感じる人がいるかなというふうには声を聞いております。最初の答弁のほうでアンケート調査を老人クラブや利用者を対象に行っていただいたと答弁ありました。そのアンケートに回答いただいた人数と、そのアンケート結果の内容を少し詳しくお願ひいたします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

アンケートの回答者数は382名でした。アンケート結果の内容につきましては、利用目的は希望の家、スポーツセンター、役場などの公共施設の利用とか通院、買い物、町のイベント参加時への利用となっていました。また要望につきましては、待ち時間の短縮、バスの本数の増加などが最も多く、スーパー、病院等近くへのバス停の設置なども要望が多く寄せられました。以上でございます。

○2番（八神太紀君）

今、停留所のほう見直しをしていただいてスーパーや病院に近いところにも停留所をつくっていただいて、利便性は上がったかとは思います。福祉巡回バスは町民の公共施設利用の利便性と福祉の向上を図るというものが目的かと思うんですが、こういったスーパーや病院の前で、もっと近くではなくその前に設置するってことは難しいのでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

今、議員が申された通り福祉巡回バスの設置目的でございますが、町民の公共施設利用の利便性と福祉の向上を図ることを目的に運行をしておりますので、御指摘のようにスーパーや病院、薬局などの前に停留所を設置することは困難であると考えております。しかしながら、今後も利用状況やアンケートの結果の分析を踏まえまして、要望箇所近くへの停留所設置を検討しているところでございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

またディスプレーのほう使わせていただきます。例えば今こういう時刻表を抽出したものになります。砂子東部防災ふれあいセンターから9時44分に乗りまして、大治町役場に行ったとすると18分で着くことができます。ただ帰りはまた大治町役場から10時53分に乗って、今度は先ほどBコースで向かうんですけれども、帰りは時間的にAコースに1度乗って福祉センターで今度はAコースからBコースに乗り換えて帰つてくるという形になるかと思います。そうすると帰つたら51分ですね。こういったちょっと時間のロスというか、不便さを感じる部分があるかなと思います。こういう形ですね、図にすると1番から回ってまた乗り換えてという形になります。ほかにもふれあいセンターから……。で、例えばなんですけども、先ほどのここで10時02分に役場に着いて役場でもし混んでいたりとか用事がちょっと長くなってしまった場合、10時53分に乗れなかつた場合、すると次が12時02分になるんですね。そうすると帰りの時間的にまた福祉センターで待つんですけども、さっきAとBで乗りかえてたんですけども今度はそれができないのでBをまた1本待つてっていう形の2時間45分かかるかと思います。その時間までに何とか間に合えばいいんですけども、こういうところでもし乗れなかつたらっていうところでやっぱり使うのをやめようというふうで、利便性を図るためにあるんですけども使いにくいという声を僕のほうも聞いております。

先ほどいろいろな問題がある中で福祉バスというくくりの中では解決する問題がちょっと難しいのかもしれないと思ってデマンド交通というものを導入できないかという質問に移らせていただきます。再度デマンド交通についてちょっと御説明させていただきます。デマンド交通とは予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のことでバスと路線バスの中間のイメージのもとになるかと思います。いろんな自治体で行われているんですが、その地域地域の自治体に合った運行方法をしているので決ま

ったものということではないんですけれども、ざっくりとこのような形になります。利用範囲、予約の有無、利用状況、あと運賃で比較させていただいております。デマンド交通は自治体で例えばこの地域だけであったりとか、全体でもこのバス停を停留所とするとか、呼びたいところに来る、または乗り合わせで料金としては200円とか300円が多いかと思います。タクシーはまた違いますね。皆さんも御存じのとおり呼んだら来ますし、また手を挙げればとまってくれることもあるかと思います。ただ料金としてはちょっと高いので使いにくいかなというところもあるかと思います。路線バス、福祉巡回バスもそうだと思うんですけれどもバス停のある路線のみを運行して予約はできずにその時間のみですね。乗合で安いと。安いのはメリットではあるのでいろいろ特性があるとは思います。はい、ディスプレーのほうは終了させていただきます。

そこで次の項目に移らさせていただきます。デマンド交通を導入することによって時間的な問題や行きたいところへ行けない問題についても改善が多くされるのではないかと思います。最初の答弁のほうで利用者1人当たりの運行経費が平均で見ると高水準になるというような回答をいただいたと思うんですけども、町としてはどれくらいの予算が必要になると見込んでいるんでしょうか。

○企画政策課長（横井宗宣君）

デマンド交通を導入した際の予算についての御質問でございます。なかなか正確な予算の算定というのは難しい面もございます。ですが、例えば福祉巡回バス1日当たり30人程度の方が今現在利用されていることを考慮しますと福祉巡回バスと比較して1人当たり数倍程度デマンド交通の場合は経費がかかると試算されると思われます。以上です。

○2番（八神太紀君）

今、数倍以上というふうに回答いただきましたが、デマンド交通は予約方式ということで運行しない日も例えば予約なければあると思います。そういう面を考えると、先ほどの利用人数あると思うんですけど費用は安く抑えられるかなと思うんですけども、そのあたりはいかかでしょうか。

○企画政策課長（横井宗宣君）

デマンド交通については利用予約があった場合に運行するっていうのが基本でございますが、例えばその場合といたしましても利用者からの予約受付システムや、利用者に関わらずドライバーの待機、そういうった費用、一定の経費は必要となります。また1台の車両で運べる利用者のほうも路線定期型交通と比べまして少ないため、利用者の1人当たりの運行経費が割高になると思われます。さらに町民の皆様のニーズにきめ細かく対応していくこうとしますと、運行車両の台数を増やすことになりさらに経費のほうは増額します。運行経費の予算を計上する際は十分なニーズ調査や検証を行う必要があると考えています。以上です。

○2番（八神太紀君）

運行方法にはいろいろな方法があると思いますので、この町に合ったスタイルだと僕の調べた中では安く収まるのではないかと、今言つていただいたことも十分わかるんですけれども、これからちょっと十分に検討していただきて考えていただけたらと思います。次の質問行きます。最初の答弁の中に公共交通空白地の把握は行っているというふうに答弁いただきました。公共交通空白地とは一定の距離に駅やバス停などがない地域のことを指すかと思いますが、大治町ではどこがそこにあたるというふうに認識をされているでしょうか。

○企画政策課長（横井宗宣君）

本町につきましては公共交通空白地の一般的な定義にあてはめますと、バス停から500メートル以上の地域というのはございませんので公共交通空白地はないと認識をしております。しかし他の地域と比べて、例えばスーパーとか病院、医療機関等の生活関連施設などから離れている地域があるということについても認識しており、その点に関しては課題があると考えております。以上です。

○2番（八神太紀君）

次の質問させていただきます。福祉バスの利用者は高齢の方が多く、先ほど予約という仕組みがなじむかどうかっていう御指摘もありましたが、僕もその点は確かにあるかなと。他の地域ではアプリを使ったりとかしてるところが多いのでそういうものは難しいかなと思うんですけども、大治にはタクシー会社が2社あります。もちろん普通に使う場合には予約を電話でしたりすることが多いと思うんですけども、例えばタクシー会社と連携してデマンド交通を運用する。ほかの自治体でもそういう連携をしているところがあると思うんですけども、大治町としてはそういうことは可能でしょうか。

○企画政策課長（横井宗宣君）

他の自治体のデマンド交通の導入事例を調査したところ、タクシー会社と連携している自治体もございました。本町がタクシー会社と連携してデマンド交通を導入する場合はタクシー会社と例えば採算面ですか、そういう協議は必要になると考えております。以上です。

○2番（八神太紀君）

また福祉バスの利用も多かった砂子、鎌須賀地区。川に挟まれた地域ですね。あと西條のところもそうだと思うんですけども、大治の中心部は交通の便は割といい方かなと思ったり、スーパーも薬局とかあったりするんですけども、やはり端になるとちょっと交通に不便を感じるかと思います。特に川に挟まれた地域は高齢者にとっては橋を渡ってスーパーに行ったりとか荷物を持って坂を上ったり下りたりするっていうのが怖くてなかなか出かけにくいというのもあります。聞いてる中では生協さんだったりとか、移動式スーパーというものが来てくれたりとか、そういうものを活用されてる方もいるんですけども、やはり出かけたいっていう要望だったりとかスーパーで商品を見たい

ということもありますので、その辺も考慮に入れたいかなというふうに僕としては思っております。例えば今全体に入れたりとか費用のこともあると思うんですけども、こういった地域的なとこ、大治の中心から外れる部分のみ運行するというようなことで導入する。試験的に導入したりするということは可能でしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

先ほど答弁させていただきましたとおり、課長のほうから答弁しましたとおり、やっぱり生活関連施設とか医療機関とかが近くにはなくて、不便な地域っていうのは当然新川と庄内川を挟んだ地域。特にそうだと思います。ただ、まずこの公共が交通に手を出していくというところは公共交通空白地というのがエリア的な問題もありますし、あとは時間帯、バスやタクシーが動いてない時間があるのかどうかということを考えますと、町内には2社のタクシーや会社があって、24時間営業しておるところもあって、かなりの台数が配備されてるということも考えると公共交通空白地があるということはなかなか難しいかなと。公共が手を出す場合は地域公共交通会議にかけなきやいけない。民間事業者の意見を聞かなきやいけないということなんですが、そういうハードルを考えて非常に難しいかなとは思うんですが、思うんですけれども実際には、やはりそういう不便をされてる地域があるっていうことは十分承知はしておりますので、これは今すぐとは難しいところはありますけれども近い将来、運転する人が少なかつたり若い人が親と別居して出ていってしまう。高齢化になってくると、そういったときには当然こういう問題が起きてくると思うんですね。そのときにまず、イの一番にやっぱりこの不便な地域からというところで効率よく回していくこともあるんだろうかと思いますので、ちょっと現段階では想定ではございますけれども、そういった公共が交通を整備していく段階においては、そういう不便な地域から試行的にやっていくということも、当然考えられるかなと思います。以上です。

○2番（八神太紀君）

なかなか導入する際にはいろいろ検討をしたりとか、クリアしないと壁が高いなというのは僕も感じています。最後に大治町はさらに高齢者が増えてきて公共交通空白地がないとはいえ、不便になってくる方が増えてくるかなというふうに思います。デマンド交通という手段は全国的にも採用され始めて、その運行方法もさまざまなやり方をやっていて効率的に住民の方に利用できるようになっているかと思います。大治町としても先ほどの福祉巡回バスとデマンド交通だと課を別れての話し合いになってくるかと思うんですけども、ぜひまとまってというか全体として考えていただいて、これから大治町の交通手段ですね、検討を進めていただきたいなと思って要望とさせていただきます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松本英隆君）

2番八神太紀議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時54分 休憩

午後1時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番鈴木康友議員の一般質問を許します。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。議長のお許しをいただきましたので通告書に従い質問をさせていただきます。国保税は急激に値上がりするのか。令和6年9月議会にて国民健康保険特別会計の令和5年度決算が認定された。その際、質疑や一般質問が行われた内容から鑑みると現在の財政状況は令和6年3月議会での説明よりも厳しい状況にあると考えられる。令和6年度現時点での国民健康保険特別会計またそれに関連する一般会計等の全ての予算決算についてお伺いします。また来年度の税率についてお答え願います。

続きまして、闇バイトの注意喚起せよ。近年、稼ぐために闇バイトに応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが深刻な社会問題となっております。その背景には社会構造の変化、経済状況の悪化、物価高騰などによる貧困、SNSの普及などがあげられます。勧誘方法の巧妙化や、SNSによる情報拡散が容易になったため危険性や犯罪性を十分に理解していない人が安易な感覚で加担してしまうことが大変問題となっております。そこで各自治体や警察、関係機関などが啓発資料、動画、ホームページなどを作成し、その実態や悪質性の教育、啓発に努めておられます。そこで住民、特に学生や若者に対する闇バイトなどの犯罪についての啓発についてお伺いをいたします。以上で1度目の質問を終わります。

○福祉部長（安井慎一君）

まず初めに、国民健康保険特別会計の今年度の予算状況あるいは財政状況について御質問いただいております。今年度の現状におきましては、令和5年度の実質収支額の確定に伴いまして本年度への繰越金2794万円の不足が生じておりますので、本定例会におきまして支払準備基金の残額分と一般会計からの繰り入れを行う補正予算を計上させていただいております。また歳出におきましては当初予算どおりに執行している状況でございます。なお、先ほど一般会計の繰り入れの話をしましたが、このものについては今後状況を踏まえて返還していく予定であります。最後に来年度以降の予算と税率につきましてでございます。現状、支払準備基金の残高がない中での予算編成となりますので、来年毎年の1月中旬に愛知県から示されます事業費納付金の本算定結果などを踏まえ、

保険税率の引き上げも含めて検討をしていく必要があると考えております。以上です。

○総務部長（大西英樹君）

続きまして闇バイトについて御質問いただいております。特殊詐欺につきましては闇バイトのもととなる特殊詐欺については、啓発を現在も警察と連携しまして広報やホームページに掲載しておりますけれども、闇バイトの例えは危険性についての啓発というのは今までできておりません。今後は議員のおっしゃるような学生や若者に対する啓発として、例えば小中学生に対し、警察からの講習や闇バイトの危険性に対する啓発を積極的に実施していきたいと考えております。また若者だけではなくて成人や高齢者に対しての公式LINEを活用するなどをして特殊詐欺や闇バイトの危険性についての啓発を積極的に実施してまいりたいと考えております。以上です。

○福祉部長（安井慎一君）

発言の中で今年度への繰入金2794万円と先ほど申しましたが正しくは今年度への繰越金2794万円の間違いでしたのでよろしくお願いします。

○5番（鈴木康友君）

それでは、まずはモニターのほうを御覧になっていただけますでしょうか。こちら警察庁生活安全課さんのほうから発出されており、警察庁さんがこのように強いメッセージで文章を発出されることは珍しく、相当の危機感があることを感じております。そこで自分も津島警察署にいろいろと教えていただいたり取材を行いました。そこで現在町として犯罪対策や啓発活動、具体的に何か行っているものはございますでしょうか。

○議長（松本英隆君）

鈴木康友議員、これって2つ目の闇バイトの注意喚起の再質問。

○5番（鈴木康友君）

そうです、そちらから。

○議長（松本英隆君）

国保税じゃないんだね。次のほうですね。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

犯罪対策や啓発活動についての御質問です。大治町としましては特殊詐欺対策電話・センサーライト・防犯カメラの購入設置についての補助やホームページやLINE、回観板などを使ったそれらの犯罪についての啓発を実施しております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

続きまして闇バイトですが、こちらはやはり若者の関与が深刻な問題となっております。その多くがSNSを介して犯罪に手を染めてしまっているという現状であります。そのため警察のほうからも教えていただいたのは情報リテラシー教育。やはり情報の理解、正しい判断が非常に重要であるということでした。本町では情報リテラシーの教育

としてどのようなことを行っておりますでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

情報リテラシー教育についての御質問です。中学校において情報リテラシーについての授業を実施してると聞いております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

今、御答弁いただきました中学校でどのような内容の教育を行われましたでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

中学校での授業の内容ですけれども、技術の時間に学んでいる内容です。インターネットの利用においての情報検索や発信については、便利なことがある反面、間違った情報があつたりですか偽のサイトがあつたりするという可能性があること。また情報発信につきましては、いろんな方と情報共有できる反面、個人情報が特定され危険があることなどを学んでおります。以上です。

○5番（鈴木康友君）

では続きまして、生活安全課の方も親御さんが携帯を渡すとき、初めにフィルタリングというものを実施していれば、本当にそう言った情報、悪い方とつながつたりということがなかつたのではないかと後悔する場面に何度も遭遇したと伺いました。フィルタリングとは何か。そちらのほうの動画が総務省のほうの広報の動画になりますので御覧ください。

ありがとうございました。コピーライト堀越耕平そして集英社ということでユーチューブ総務省動画チャンネル「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?編』」ということで動画を借用させていただきました。こちらにつきまして、小中学生はタブレットを使用しており、使用にもたけていると思います。ですが、判断力が身につくまでは悪質な情報からやはり大人が子供を守る必要があると考えております。情報端末やゲームを与えた後に制約をかけることは極めて難しく、最初が肝心であります。町は学校や保護者に対してフィルタリングサービスについての情報発信は何か行っておりますでしょうか。

○教育部長（水野泰博君）

今議員がフィルタリングサービス、保護者に対する周知につきましては大治町青少年健全育成推進協議会。鈴木康友議員も委員をやっていただいております協議会の中で協議を行いまして、夏休み前に携帯電話、スマートフォン、ゲーム機の安全な使用のお願いということで町長が会長をやっておりますが、青少年健全育成推進協議会と小中学校PTA連絡協議会さらに各小中学校の連名で、保護者宛てに全保護者に向けて通知を出しております。その中で契約する際には必ずフィルタリングサービスを受ける。契約は絶対に解除しないというような文章を示させていただいて通知はしているところでございます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

続きまして、その内容については本当に警視庁のほうが細かくものすごくたくさんのが多岐にわたっての情報を示しております。ですのでここではそちらについては確認をしたりはいたしませんが、闇バイトにつきまして警察庁が本当に強いメッセージを発出しておるとおり、響きは軽く聞こえます。しかし、強盗、たたきと最近呼ばれるますが、そういうものの見張りや物の受け取りなど直接手を下していないと思っていても共犯になるおそれがあります。強盗致傷、強盗致死に至っては一生を棒に振ることになります。銀行口座や携帯の売買も検挙件数が非常に多く、立件されれば今後の生活に重大な支障を及ぼすと考えます。このようなことを広報するため、県内の学校で県警察による学校に赴いての授業も行われております。先日新聞にも載っておりました。どんな短い時間でも等しく広く発信できる機会を警察側は求めております。そして、そういう機会をいただければ喜んで広報に協力することでした。町として闇バイトや特殊詐欺といった犯罪についての広報はまだ行っていないということでしたが、町のイベントや小中学校での終業式など全体が集まる会、保護者説明会などに警察と積極的に協力して、広報機会を設ける考えはございませんでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

闇バイトについての広報ということで、学校の長期休みなどの前に犯罪に巻き込まれる危険性が高い時期に学校と教育、警察と協力して闇バイトに対する、関する広報を実施していきたいと考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

続きましては先ほども他の議員の質問にもございましたが、高校がない自治体のため若者への発信力が厳しいと、弱いと。その若者が実際、対象と今回はなっておりますので、若者はやはりSNSそういうもので情報を収集いたしますので、闇バイトについてのさまざまな啓発資料やサイトが本当にたくさんございます。ですから、町のSNSやホームページ、啓発でしたりとかまたホームページでリンクするなど、そういうものを活用して広報するような考えはございませんでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

広報の仕方ですが、それぞれ対象、皆さんいらっしゃると思います。若者であればSNS、お年寄りであれば広報、あると思いますので、それぞれを使って広く周知していきたいと考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

津島警察署管内では、昨年度と比較して全体的に犯罪計数が増加しており、大治町の犯罪発生件数も増えているため、やはり我々も警戒を強める必要があると思います。今回は闇バイトを中心に取り上げましたが、大治町は特に若者や小中学生を多く抱えておりますので、無知ゆえに犯罪に巻き込まれてしまうことで大切な若者の未来が失われること

を抑止するために、より多く啓発や教育を行っていただきたいと思います。次の質問に移ります。暫時休憩をお願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時17分 休憩

午後2時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

それではモニターを御覧ください。この表は9月の一般質問にも提示させていただきました。令和6年度の国保会計状況につきまして、今年4000万ほど不足するのではないかという質問を申し上げました。今回はこの表の赤枠でございます。今年の収入について幾つかお伺いします。一般被保険者国民健康保険税は現時点で現年度課税額の収納済額、幾らになりましたでしょうか。また、その額と前年同月の額を比較した増減はいかほどでしょうか。また、令和6年度予算の国民健康保険税は6億2625万5000円でしたが、現時点で収納できた額についてお答えをお願いします。

○議長（松本英隆君）

鈴木康友議員、一つずつで。

○5番（鈴木康友君）

じゃあ、一つずついきます。失礼しました。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時18分 休憩

午後2時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

国民健康保険税の今年度の執行について、現年度分ですね。お答えをさせていただきます。現年度分につきましては11月末現在、3億1511万7800円。こちら前年度対比で

いきますと 0.6%増となっております。この予算額から見たら収納額につきましては、53.98%となってございます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

1個ずつ聞くんでしたつけ。

○議長（松本英隆君）

一つずつ、じゃあもう一回。

○5番（鈴木康友君）

では、もう一度。その額と前年同月の額を比較した増減についてお願いします。

○保険医療課長（水野克哉君）

令和5年度の11月末現在。こちら3億2285万900円となっております。前年度から見ますと今年度はマイナスの773万3000円となってございます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

令和6年度予算の国民健康保険税6億2625万5000円、こちらについて現時点での収納についてお答えお願いします。

○保険医療課長（水野克哉君）

現在、現年分滞納繰越分、合わせて3億6082万5136円となっております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

昨年度比較、先ほど現年度課税分、赤枠のところですね。今の時点で700万ほど773万円不足しているとありました。これだけ差額が出ているということでしたら毎年12月に補正予算を組んでいただいて適切に運用していただいておりますが、本年は12月議会でなぜ現年度課税分の補正を行わなかつたのでしょうか。それともあと3カ月で700万がきっちり集めきれるのかというところについての理由をお願いします。

○保険医療課長（水野克哉君）

12月議会で補正を行わなかつた理由につきましては、昨年度はまだ繰越金があるというところで補正予算は組ませていただいております。そのような中で歳入歳出を合わせたというような考え方もあります。今年度につきましては、まだ予測が繰越金が減少するというところも考えまして、予測が立ちにくいというところで今回の補正は見送っておるというところでございます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

繰越金が減少しているんじやなくて、ないんですよ。ないんです。ないから、さらに金額がマイナスしているのに払うお金ないじやないですか。基金もないんだよ。だから、なぜ補正を組まないのかということを伺っているんですよ。もう一度お願いします。

○保険医療課長（水野克哉君）

繰越金はないことはないです。あります。その不足分は今回、定例会で繰り入れをさせていただいておるところでございます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

わかりました。モニターを御覧ください。次いきます。本議会で青丸部分についての補正予算が上程されております。それは先ほどお答えいただきました。この補正予算は令和6年度の財政がこういうことですよ。貯金も繰越金もないんですよ。ないんですよ。赤字状態になったことを示します。だって、ほかの財布からお金持てこなきゃ1円も払えないんですよね。そういうことですよ。だから赤字補填とならない方法を行うべきだと自分は考えているんですよ。非自発的失業者などの減免額分など充当するための繰り入れ措置、これは県の方針で赤字補填とはみなされません。また、自分6月議会でも申し上げました。総務管理費の繰り入れも満額行っていません。こういった財源更正をすれば赤字額が大幅に減るんですよ。同じお金入るんだったら赤字少ない方がいいに決まってますよね。こういったものについて僕はもう先にお答えしてます。検討されたかったんでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

非自発的失業などのこの減免額に充てる繰り入れ、こちらは本年度予算においても特別調整交付金の中に入って繰り入れをさせていただいております。次の総務管理費の繰り入れ、こちらにつきましても今年度の予算のときから御指摘いただきながら今回、今年度については財源更正をして進めていくというような答弁をさせていただいております。総務管理費は一般会計から今後は繰り入れていくと、今までそうですが国庫補助等あればそれを充てながら一般会計を繰り入れていると、そういうところでござります。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時27分 休憩

午後2時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

失礼しました。繰り返しの答弁とさせていただきます。まず上の保険税減免額に充てる繰り入れ、こちらにつきましては特別調整交付金の中に入つて繰り入れのほうをしております。総務管理費につきましては国庫補助等がありましたら、それを充てながら一般会計のほうから繰り入れをしていくと、今年度についても財源更正をしていくというような答弁をしております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

では、繰り入れを非自発のほうされていと伺いましたので、お幾らですか。

○保険医療課長（水野克哉君）

5年度の決算が約150万程度です。以上です。

○5番（鈴木康友君）

国・県の減免額に対する補助金は幾らですか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時28分 休憩

午後2時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

それでは次にまいりまして、予算不足ですね。繰り入れをするということで2700万程度の今回補正予算が上がっておりまます。そちらについて、予算不足の際に取るべき方法が幾つかございます。その5つの方法がこちらスライドに上がっておりまます。従前から町長は国民健康保険会計へ一般会計を繰り入れされないというような発言もありました。また、9月の一般質問においては翌年度から繰り上げ充当することが制度上優先である。また、③番の一般会計からの繰り入れは本年は難しい。そして4番、財政安定化基金交付は災害時の緊急手段のためできないとの発言がございました。つまり、3番と4番はできないと。1番の値上げにつきましても、年度の途中ですから実施はできません。つまり、2番の来年度から繰り上げ充当が選択肢となるはずというふうに自分は聞き及んでいるんですけども。先ほど御説明いただいた返還ということの単語が出てきました

が、今回の返還といふものは、この繰り上げといふ考え方でよろしかったのか、お伺いをいたします。

○福祉部長（安井慎一君）

今回、一般会計からの繰り入れ2700万程度そちらを行ってまいります。それを決算を今度3月過ぎに迎えますけれども、それを踏まえて7年度の状況を踏まえて7年度の財源に余裕があればその状況に応じて返還していくと、そういう意味合いでございます。

○5番（鈴木康友君）

では予算が余らなければ返還はないということでおろしかったですか。

○福祉部長（安井慎一君）

今7年度のお話かと思ひますけど、7年度につきましては今後、保険税率こちらの見直しも含めて検討していきますので、実際7年度に入ってから状況を踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

○5番（鈴木康友君）

では返還ということではなくて繰り出し、国保会計から一般会計への振り出しということでおろしかったですか。

○福祉部長（安井慎一君）

今は特別会計の定義で言えば特会から一般会計繰り出しということになります。以上です。

○5番（鈴木康友君）

確認が取れましたのでお伺いをいたします。5つ挙げました。では先ほど申し上げましたが従前の説明では3番と4番やりませんということでしたが、今回の補正予算3番に該当していると思うんですけども、3カ月の間に急な方針転換がされたように感じますが、このことについて必要であればその経緯についてお答えをお願いします。

○保険医療課長（水野克哉君）

まず1番保険税の値上げについては、やはり4月1日賦課期日というのがありますのでできません。来年度以降になります。で、来年度からの繰り上げについても出納整理期間中に行わなければなりません。前回の議会からの答弁で繰り入れ、バツが打ってありますけど、やはり優先すべきところは検討の結果、一般会計からの繰り入れではないかというところで、今回定例会で提案させていただいているところでございます。

○総務部長（大西英樹君）

今、手持ち資料がございませんので記憶で大変申し訳ございませんが、以前の議会の時に一般会計を入れないと言ったのは国庫の補助金だったか負担金だったかどちらかだと思いますが、これがいざれ入ってくるということであって、その前提で運用を財源不足とか生じたりということなので、いざれ国庫が入ってくるんであれば、これは一般会計で入れないと。ただ今回はそういう予定が全くないわけですよね。繰越金が少なかつ

たということですので、これは補填がしようがありません。従いまして一般会計から、とりあえずは繰り出すと。一般会計から国保特会に繰り出すと。この措置は至極当然のことだというふうに考えております。

○5番（鈴木康友君）

総務部長のお答えいただいたのは、きっと3月、そして6月の一般質問においてのお話だったかと思いますが、そうではなくて自分が伺っているのはもう予算が足りないよというところで、新たに繰り入れするんですか、繰り上げをするんですか、それとも借りてくるんですかっていう回答を求めるときに、福祉部長のほうが繰り上げが制度上先であるというふうに伺ったので、お答えした内容と今回提案していただいた内容が変わったということで、今回答いたいということによかったですよね。あちらはちょっと話が、僕の質問の仕方もあれだったかもしれないんですけど。そちらの答えが答えだつたということでおろしかったですか。今、二通り答えが来てしまったんですけど。

○福祉部長（安井慎一君）

記憶の中では、9月に一般質問をさせていただいた時に、今年度予算が不足する場合についてどうだかというところで、たしか答えたという認識があります。その場合は一番に考えるのは翌年度からの繰上充用であると。たしかそのような答弁をさせていただいたと思います。今回は先ほど総務部長の話にも出ていますけど、年度途中において今現在の当初予算の前年度繰越金これが不足する形で判明したため、一時的に一般会計で補填するということを考えております。それは先日の9月議会で答弁した内容と変わりはございません。以上です。

○5番（鈴木康友君）

わかりました、続きは予算でやります。続きまして、4番の財政安定化基金交付事業、これは交付ですので確かに難しい。自分もそれは確認しております。しかし、5番の県から貸し付けは可能なんですよ。これは無利子、3年間での返済です。災害等でもなくとも愛知県から借り足しが借り受けができます。利用の考えはございませんか。

○保険医療課長（水野克哉君）

5番の県からの貸付につきましては、この手法があることは認識しております。議員も申されました無利子で3カ年かけて返済していくというところでございます。翌年度、借りた翌々年度の3年かけて返還ということです。検討しましたけれども、将来的な被保険者の方に負担を強いるというところもありましたので、今回はこの手法はとらないでおこうというところで進めております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

では、続きを。これは私が来年度の予算について少し検討をしたものです。1番と2番、①と②が収入。③が支出となります。その数字を計算いたしますと、1億1000万以上の予算不足になるのではと自分は推測しております。その不足分、加入者全てこの負

担額といいますか予算の足りない部分を全て加入者負担にした場合、1人当たり大体1万9000円くらい値上げになるんじやないかと自分は試算しております。ですから、いろいろな財源の穴埋めができないかということを今必死にお訴えをさせていただいているわけです。9月の一般質問の際、年内に7年度事業費納付金がわかるとおっしゃられていたような気がします、自分は。ですから来年度納める国民健康保険事業納付金算定額お幾らでしたか。お答えいただけましたらお願ひします。

○保険医療課長（水野克哉君）

令和7年度の事業費納付金につきましては、まだ確定されていませんのでお示しができません。以上です。

○5番（鈴木康友君）

仮算定は出ていると思うので、上がってたか下がってたかくらいはお答えできるんじゃないですか。お願ひします。

○保険医療課長（水野克哉君）

確かに仮算定というのは、御存じだとは思いますけれども、この納付金が出て税率が決まつてくるというところです。今ここで中途半端な数字を申し上げるのはちょっと危ないかなと思いますので、控えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○5番（鈴木康友君）

ありがとうございます。2021年の参考数字です。ちょっと御覧になってください。他市町村と保険税を比較するとこの金額になります。もし、もしですよ。これは僕の勝手な推測の数値なので1万9000円値上げしましたらどうなるかというのをお示しいたしております。ちなみに1万9000円値上がりすると、愛知県で1番の可能性があります。つまり愛知県内で1番、もしくはトップクラスで保険税が高い自治体になるおそれがあるということです。ちなみにここにつきましては愛知県は急な値上げをしないようにと自治体に方針を出しております。しかし、この予算不足の状況ですと来年は従前、町が示していた計画のとおり、大幅な保険税の値上げの年と来年はなりそうですけれども、来年度の保険税値上げ額について試算はもうすでに行つたのでしょうか。まだ仮算定なので仮の数字も出ていないのか、そのあたりお答えください。

○保険医療課長（水野克哉君）

来年度の税率については、先ほどから申していますとおり、事業費納付金の額が確定するということもありますので、今試算をしておるところでございます。また時期が出たらお示しはしたいと考えてはおります。あと、こちら2021年のデータでございます。今、私6年度の状況を持っておりますが、6年度の調定額、1人当たり調定額っていうのは大治町は10万7146円。県内平均で見ますと、県内平均が11万9594円でございますので県内よりかは、現在大治町は低い設定というふうにはなっておりますので、御理解ください。お願ひします。

○5番（鈴木康友君）

他市町村との比較できるものが公表されている21年度のデータしかなかったので、そのようにお答えしていますが、今県平均も大治町も上がってましたから。結局もっと高い額になったということをお答えいただいただけだったので、そちらについてもっと値上がるぞっていうことです。だから11万6000円じゃなくてもっと上がるっていうことがわかりました。ありがとうございます。

大治町も令和6年度までの町から通知した国民健康保険税イメージの表において、段階的な値上げを計画されていると示していました。しかし、段階的な値上げではなく一度に大幅な値上げをするように変更となっているように感じますが、ここは町長に伺いたいのですが計画が変更になった経緯を教えていただけませんでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時44分 休憩

午後3時11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

モニターを御覧ください。少し話が、ちょっと時間が空いてしまいましたので、保険税が値上がる公算が高いと来年度は状況にございますので、そういった急激な保険税の値上がりを少しでも緩和できるといいのではないかと。ただそのためには一般会計からの繰り入れ、いわゆる財政出動が必要になります。支援する額によって個人負担も変化していくと、これはあくまでイメージ図なんで数字も何も書いてない、こんなふうになるだろうというイメージ図ですけれども、こうやって少しでも上昇率が和らぐといいのではないかと考えますが、ただ繰り入れもしくは繰り出しを行うと全町民、特に社会保険加入者に負担をしてもらうことになります。ですからその計画、考えを示すことは大事だと思っております。来年度、一般会計、国民健康保険に対して一般会計から繰り入れ等々についての考えはございますでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

来年度、一般会計から繰り入れをするかどうかということにつきましては繰り返しの答弁になりますが事業費納付金が固まり次第検討してまいります。その額によって決まってまいりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○5番（鈴木康友君）

ここ2年間、県の納付金、支払いは増加しており、また一般会計、国民健康保険の財政も厳しい状況にあるのは重々自分も理解しているつもりではございます。ですが、可能な限りできることを行っていく必要があると考えておりますので、先ほどお伝えをさせていただきました非自発等の減免分についての繰り入れ可能な額が残っていれば、そういうもののや総務費などの費用についてこちらは厚生労働省が赤字繰り入れとはしておりませんので、こういったものを適切に繰り入れていただくということで財源更正を改めてしていただきたいとこちらは思っておりますが、そういう考えはございますでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

先ほども答弁しましたけれども、ちょっと繰り返しになります。非自発的部分につきましては、可能な部分は特別調整交付金の中に入れて今繰り入れをしているところでございます。また総務管理費につきましては今後、更正をして3月議会にお示しができるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

いろいろと御回答いただきましたが、細かい数字でしたりとか、他の件についてはまた予算質疑で行わさせていただきたいなと思っております。本年1年ずっと国民健康保険特別会計について質問続けてきました。それは全て今回の件につながっております。本当に説明をさせていただいた財政状況が示すとおり、極めて重要な局面であり、自分もそして行政の皆様も危機感募らせていた正在思いますが、町の皆様から頂いた税金でございますので、よりよい形で生かしていくため必要な制度、そしてできることをやって少しでも国民健康保険、適切な運用に努め、そして負担軽減に図っていただきたいと思います。以上で5番鈴木康友の一般質問を終了させていただきます。

○議長（松本英隆君）

5番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後3時16分 休憩

午後3時18分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○

～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番吉原経夫議員の一般質問を許します。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。一般質問をさせていただきます。お願ひします。

1番、国は認知症基本法を今年1月1日に施行し、市町村に認知症施策推進計画の策定の努力義務を課しているが、本町の取り組みはどうなっているか問うと題して質問します。国は共生社会の実現を推進するための認知症基本法、いわゆる認知症基本法を今年1月1日に施行し、市町村に認知症施策推進計画、いわゆる市町村計画策定の努力義務を課しています。認知症基本法では努力義務ですが、愛知県はこの法律に基づく老健計画である愛知オレンジタウン推進計画を作成しています。国の基本計画や、愛知オレンジタウン推進計画に基づき、本町ではどのようなスケジュールで市町村計画を策定する考えなのでしょうか。また、本町で行方不明になられた認知症の高齢者はわかつている範囲で何人おられるのでしょうか。認知症高齢者が誤って線路に立ち入り、鉄道を止めてしまったり日常生活の中での事故で他人のものを壊したりするなど、法律上の賠償責任を負う場合に備え、町が保険に加入する制度を設ける考えはないのでしょうか。

2つ目、多世代交流センターの浴室利用料が有料化されたが、利用の実態と認知症予防・介護予防の観点で無料に戻す考えはないのかと題して質問をします。多世代交流センターが開設されて1年以上がたちました。以前の老人福祉センターでは無料だった浴槽入浴料が未就学児以外では有料化されました。有料化する以前と比較して利用者数は伸びているのでしょうか。本町では介護予防に向けた健康促進の取り組みや高齢者対象の企画など、認知症予防、介護予防の取り組みに力を入れておられます。残念ながらこれらの企画は男性の参加者が女性よりも少ない実態があると思われます。これらの取り組みの参加者数の男女別の内訳はどうなっていますか。しかし総合福祉センター希望の家では浴室利用者数は男女ほぼ同数ですが、多世代交流センター、ちょっと通告書と違いますが男性の方が女性より多くなっております。そういう現状があります。利用者の何人の方から、家の外に出て他の方と話をするきっかけになっているという声をお聞きしました。認知症予防、介護予防の観点で対象年齢を絞ってでも多世代交流センターの浴室利用を無料にする考えはないのでしょうか。

3、ウォーキングされておられる方から、町内に室外の公衆トイレが少ないという声をお聞きしたが、現状と対策はどうなっているのかと題して質問します。ウォーキングされておられる方から、町内に室外の公衆トイレが少ないという声をお聞きしました。大治町や他の公共機関が設置した公衆トイレは町内にどれくらいあるのでしょうか。公衆トイレがどこにあるのかというマップを作成したり、公衆トイレがない地域に町が公衆トイレを設置する考えはないのでしょうか。町が新たに設置する公園などの公衆トイレ設置の計画はどうなっているのでしょうか。

4、一般町民対象の補助事業で当初の予算枠を超えるため締め切り前に補助事業の申し込みを打ち切った例があると聞きましたが、今後このような場合、補正予算を組むべきではないのかと題して質問させていただきます。一般町民対象の補助事業で当初の予算枠を超えるため締め切り前に補助事業の申し込みを打ち切った例があると聞きました。

今までにどのような事例があったのでしょうか。補助事業は国や愛知県また本町単独でその施策を進めるために補助しているはずです。当初の予算枠を超えるほど申し込みがあることは、それだけ施策が進むことであり本町にとってもとても好ましいことのはずです。今後、当初の予算枠を超えそうなときは直ちに補正予算を組むべきではないのでしょうか。以上4点、質問させていただきます。失礼します。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

初めに1問目です。国の認知症基本法施行に伴いまして本町ではどのようなスケジュールで市町村計画を策定していく考えなのかとの御質問です。認知症基本法は認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことが出来るよう、認知症に関する基本的な考え方を定め、認知症の人を含めた国民一人一人が支え合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的としております。本町では同法の規定に基づく市町村計画の内容を踏まえた施策を検討し、令和6年3月に第9期大治町老人福祉計画・介護保険事業計画を策定しております。その中で認知症施策の充実を掲げ、施策の推進に取り組んでおりますので今のところ単独で市町村計画を策定する考えはございません。次に、行方不明になられた認知症の高齢者はわかっている範囲で何人おられるのかとの御質問です。令和6年4月から11月末までに6人が行方不明となりました。なお、全ての方が警察等に保護され解決しております。最後に認知症高齢者が賠償責任を負う場合に備え、町が保険に加入する制度を設ける考えはないかとの御質問です。認知症の人やその家族が地域で安心して生活することが出来る環境の整備として令和4年度から高齢者見守りラベル・シール交付事業を導入しております、認知症またはその疑いがあり、行方がわからなくなるおそれのある高齢者などの早期発見・保護に努めております。つきましては今のところ個人賠償責任保険につきましては町が保険に加入する制度を設ける考えはございません。

続きまして、2問目でございます。多世代交流センターの浴室利用料を有料化する以前と比較して利用者数は伸びているのかとの御質問です。浴室の利用方法につきましては、旧老人福祉センターと現多世代交流センターでは設置目的、利用対象者や浴室利用日等が異なりますので利用者数の比較ができる状況にございません。次に介護予防事業等の参加者数の男女別の内訳についてでございますが、令和6年度は11月末までに6つの講座を実施いたしまして参加者数は95名で男女別の内訳は男性24名、女性71名となっております。最後に認知症予防・介護予防の観点で対象年齢を絞ってでも浴室利用料を無料にする考えはないのかにつきましては、多世代交流センターでは全町民を利用対象者として多世代交流事業を実施しているほか、多世代交流室を無料開放しており、高齢者の方へも外出の機会を提供しております。また、浴室は災害時のお風呂として利用できる機能を確保することを前提としつつ、営業日である土日において子供から高齢者の方までが安価な料金で利用いただけますので、対象年齢を絞って浴室利用料を無料にす

る考えはございません。

続きまして、3問目でございます。大治町や他の公共機関が設置した公衆トイレは町内にどれくらいあるのかとの御質問です。町内には常時使用可能な公衆トイレとしまして、浄水場公園に1カ所ございます。次に公衆トイレがどこにあるかというマップの作成や公衆トイレがない地域に設置する考えはないのかとの御質問です。現在、大治町ウォーキングマップにウォーキングの集合場所となる公共施設の表示と合わせ、ウォーキングコース上にある公共施設のトイレを一部掲載しております。今後、ウォーキングマップを更新する際にはウォーキングコースの見直しと合わせ、コース付近にある屋外の公衆トイレの位置もわかるように表示する考えでございます。また、屋外の公衆トイレの設置につきましては、公園施設などを計画する場合にトイレ設置の要否を検討しておりますので屋外にトイレがない地域に単独で設置することは考えておりません。最後に町が新たに設置する公園などで公衆トイレ設置の計画はどうなっているのかとの御質問です。現在、整備を進めている砂子防災公園には公衆トイレ1カ所、また三本木堅田の健康公園にも公衆トイレ1カ所の設置を計画しております。以上でございます。

○総務部長（大西英樹君）

続きまして、一般町民に対しての補助事業について答弁させていただきます。当初予算枠を超えるために締め切り前に打ち切った事例は確認したところ、住宅用地球温暖化対策施設設置補助金、この制度のみでございました。また当初の予算枠を超えそうな場合、直ちに補正予算を組むべきではという御意見でございます。各種施策の実現のために予算の増額が必要な場合は補正などで予算措置をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○11番（吉原経夫君）

1問目から順番に質問させていただきます。市町村計画は策定する予定がないということですが、愛知県は一応オレンジタウン推進計画というのを策定していて、その中で市町村にもやってもらう考え方の施策もあるわけです。そういうところ、やっぱり愛知県が決めていることですから大治町もやっていく必要があると思うんですが、まだやれてない、愛知県が求めてるのでやれていない施策というのはあるのでしょうか。

○長寿支援課長（松木田英作君）

愛知県の計画といいますと、愛知オレンジタウン推進計画になると思いますが、この中で市町村に求める施策としましてチームオレンジの推進であったり、また認知症の当事者の方の声を聞いて施策を推進していくというところがございます。その点はまだ十分出来てないというところはあるかと思います。以上です。

○11番（吉原経夫君）

県が求めているものでまだ出来てない部分、当然やってほしいですし令和6年3月に老人いろんな計画を立ててるという、その中で書いてあればいいんですが書いてなきや

当然その部分は市町村計画にしないまでも、県が求めているものでまだ大治町で計画が考えてないものは立てていく。そして発表していくことが必要だと思うんですがどうでしょうか。

○長寿支援課長（松木田英作君）

認知症の市町村計画につきましては現状第9期の介護保険事業計画の中で各種認知症の施策を取り組んでおります。まだ出来てない部分につきましては、今後また10期の計画等ございますので、次の計画でも考えていきたいなというふうに思っております。

○11番（吉原経夫君）

市町村計画は努力義務で少なくないといふと思うんですが、第9期で計画してない、でも県が求めているのは第9期の期間中に求めていると思うんですが。第10期で間に合えばいいんですが、そうじゃないと思うんですが、そこはやはりその部分だけは計画立てていただきて検討したうえでですが、やっていただきたいんですが、どうでしょうか。

○長寿支援課長（松木田英作君）

第9期の中で認知症カフェであったり、またラベル・シールの交付事業等ありますし、施策の方やっておりますのでその中で当事者の意見を聞いたり、またサポーター養成講座等がございます。そこの中で5年度からはステップアップ講習ということで新たなサポーターの活躍の場等を設けておりますので、そういうところを生かしていけれたらと考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

第9期の介護保険事業計画策定のときに県の愛知オレンジタウン推進計画、それを参考にされたんでしょうか。

○長寿支援課長（松木田英作君）

たしか記憶になりますが、策定当時は県のオレンジ計画もまだ公表されてなかったと記憶しております。同時期だと思いますので、オレンジ計画を参考にはしておりません。

○11番（吉原経夫君）

大治町として認知症施策、頑張っておられるのはわかるんですが、県が求めていることに関してはやはり応えていく。違うやり方かもしれません。そのとおりじゃないかも知れないけれども、ただそこら辺は県がこう言っているけど、これを代わりにやっていくとか県の言うとおりやりますとか、そういうのをやっぱり検討していただきて計画とまではいわなくとも、それは議会で報告なりしてほしいんですがどうでしょうか。

○長寿支援課長（松木田英作君）

この認知症の計画でございますが、もともと国のほうから地域の実情や特性に即した多様な取り組みを実施することが重要であると言っていますので、地域の実情に応じて全てできるわけではございませんが柔軟に対応していきたいと思っております。

○11番（吉原経夫君）

認知症基本法の趣旨としては国が計画を立てると、それに基づいて県が努力義務だけ立てるに、それに基づいてまた市町村も努力義務で立てると。だから、ある程度やっぱり国や県なりが決めたことは検討していかなきやいけないと思うんで、それをちょっとおいおいやっていた大いに、進めていただきたいと思います。1点目の続きですが、行方不明になられた方の関係ですが、実は私ちょっとそういう相談を受けた関係で少し詳しく質問させていただきたいんですが、警察署に捜索願を出さないと見つからない可能性が高いと。捜索願を出すと見つかる可能性が非常に高くなるということを体験しました。ただ家族がいる場合は家族からしかだめだというような話も受けたことがあるんで、そこら辺、捜索願の出し方というかもしわかつていたら教えてください。

○長寿支援課長（松木田英作君）

警察への届け出ですが今、行方不明者届といいます、こちらにつきましては家族だけでなく行方不明となられた方と関係があつて心配されている方であればどなたでも届け出ができるということで聞いております。

○11番（吉原経夫君）

それを聞いて安心しました。やはり介護保険使われている方はケアマネさんとか近所の方ですか、借家の方は家主さんとかが、やっぱり身近な方がやってくださるといいのかなというのを僕たちも痛感したところでございます。あと令和6年度で6名とありましたが認知症高齢者に限って、そういう方でも行方不明になられる方はいるようなんですが、そこら辺はもしわかれれば、認知症高齢者しかわからないでしょうか。

○長寿支援課長（松木田英作君）

この6名でございますが、認知症のおそれのある方っていうことで、こちらの方で把握しておりますのはそういう方でしか把握しておりません。それ以外の方の把握はできません。

○11番（吉原経夫君）

6名の方、津島警察署に問い合わせしたのか、ケアマネさんとかどちらかにお聞きして、町に家族の方が届ければいいんですが、どういうことで数字が出てきたんでしょうか。

○長寿支援課長（松木田英作君）

今年の4月から警察のほうから行方不明または家を出て帰れなくなった、迷子といいますか、そういう方に対して警察が保護した場合、警察のほうから情報提供書というものが町のほうに情報提供されるようになりましたので、その人数でございます。

○11番（吉原経夫君）

今、私も初めて教えていただきましたが、今年4月からっていうことはそれまでは警察からの情報提供はなかつたんでしょうか。

○長寿支援課長（松木田英作君）

こちらから問い合わせをすれば、当然教えていただけるということもあったかとは思いますが、正式に様式定めてこういうやり取りをするというのはございませんでした。

○11番（吉原経夫君）

ありがとうございます。あと1点目の最後の個人賠償の保険の関係なんですが、県内でやってる自治体もあります。本町は電車が通ってないから線路はないんですが、やはりそういう民法上の賠償行為に当たるような事例も今年度はないにしても、あり得ることなんで、そこら辺やらないと、町として考えはないということなんですが、そこら辺もう少し理由を説明していただければと思います。

○長寿支援課長（松木田英作君）

認知症の方が重大な事故を発生させないように環境整備であったり、地域の見守り体制の強化というものが重要であると考えております。その中でラベル・シールの交付事業であったり、SOSネットワーク事業、また認知症サポーターの活動から地域包括支援センターをはじめ、さまざまな関係機関と連携して認知症の方ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるような施策を取っておりますので現時点ではこの町が保険に加入する制度を設ける考えはございません。

○11番（吉原経夫君）

私、民法上の賠償行為に当たる事例はまだ聞いてないんですが、ちょっと行方不明になって大けがをされたとか、環境整備に努めてもそういう事例も聞いております。だから、いつそういう民法上の賠償行為になる事例が出てくるとも限らないんで、幾ら町として町民の皆さんと協力して予防に努めても、やっぱり事故は起こるわけで、それはやっぱりそのときに被害者の方も困るですから、そこら辺ちょっと引き続き検討をしていただきたいと思います。

2点目ですが、ちょっと最初の答弁で人数の比較ができないとありますが、1日当たりの人数は比較ができるはずですし、あと旧老人福祉センターだけじゃなくて在宅老人デイサービスセンターとしても利用があって、その利用者数もわかるはずで、そこら辺ちょっと答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

○多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長（立松 浩君）

議員の質問にお答えさせていただきます。1日当たりの比較でございますけども、先ほど答弁で申し上げましたが老人福祉センター、老人デイサービスにつきましての営業日日数と、多世代になりましたときの営業日日数につきましては、利用形態も違っておりますので今、特にこの比較につきましても比較もできない状況でございますので御理解いただきたいと思います。

○11番（吉原経夫君）

当然、土日と前は月から金までですかね、違う。利用形態、今は町民誰でも利用できる。違ってるんですがやはり町民の方の声を聞くと前よりも利用者が減っているという

声は聞いてる。だからもったいないと。その分せつかくある施設だから、やっぱり有効利用したほうがいいんじゃない。特に認知症予防・介護予防の観点からそういう御意見をお聞きするんですよ。だからちょっと人数を聞いたんですが、答えられなければそうなんですが、私は減っていると思ってるんですが、増えているか減っているかだけはお答え願えませんでしょうか。

○多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長（立松 浩君）

先ほどから答弁申し上げているとおりでございますので御理解いただきたいと思います。

○11番（吉原経夫君）

答えられないようなら仕方がないんで次の質問にいきますが、先ほどお聞きした今年度6つの講座の中でも男性参加者より女性が多いと、多世代交流センターの浴室は女性より男性のほうが多いんですよ。だから珍しい。やはりこれから介護予防、認知症対策を考えるうえで高齢男性の方をどうやって町の行事に引っ張ってくる、来ていただくかということが大切だと思うんで、その一つのきっかけにもなると思うんで、そこら辺の観点で考えていただきたいんですが、多世代交流センターの浴室を認知症対策、介護予防の観点で考えるという考えはないんでしょうか。

○議長（松本英隆君）

お風呂を認知症予防に使うっていう質問。

○11番（吉原経夫君）

お風呂に来てもらうもんで、うちから出るというきっかけになるもんで。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時45分 休憩

午後3時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長（立松 浩君）

お風呂につきましては先ほども答弁で申し上げさせていただいたとおり、災害時のお風呂として利用できる機能を確保することを前提としております。また、営業日である土日において子供から高齢者までの方が安価な料金で既に御利用していただいておりますので、対象年齢を絞って無料にする考えはございません。ただお風呂につきましては広報なりでPRしていきたいとは考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

多世代すべての世代が利用できるということは当然必要だと思います。ただ、やはり大治町として認知症対策、介護予防ということでいろんな講座やっていただいているんですが、やはり男性参加者が残念ながら少ないと、女性に比べたら。そういう現状がございます。やはり多世代交流センターのお風呂は男性のほうが多いと。もつとその利点を生かして65歳以上がいいのか70歳以上がいいのか何歳以上がいいのかは別として、そういうのを無料化してアピールして外に出てきていただく、そこで町のいろんな事業もアピールできますし、来てもらえば。そういう役目を付け加えたらどうかという提案なんです。もともと多世代の目的はわかりますけど、それに付け加える形で高齢介護予防、認知症対策という観点で聞いているんですがどうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

多世代交流事業につきましては、子供から高齢者までいろんな事業をしております。介護予防事業につきましても多世代交流センターを拠点として筋肉づくり事業講座、それからHappyparty脳づくり講座、11月24日そのときに一日通して秋祭りということで実施しました。その中でも高齢者の方に出てきていただいております。そういったことで高齢者も外出いただける機会ができるだけたくさん確保しておりますので、今の現状で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

本当に男性高齢者が女性よりも多いという実態があつてそれを生かす、僕は必要だと思うんですが今のところ町にはその考えはないということですが、なら他の事業、男性参加者を増やすための努力はどうされてるんですか。

○町長（村上昌生君）

今お風呂だけのこと取り上げていますが、確かにお風呂は男の人多いのが事実です。しかしいろいろな、はるちゃんイキイキ大作戦から始まって最近ではアクティブ音楽回想法なんかもずっとやってきましたけども、男性の方が結構参加していただいているし、そういう男の人が参加できる企画を今やっていますし講座も開いています。たくさん活躍してもらっています。そうやって活躍してもらっている人に今度100歳大学にも入ってもらおうというふうに進めていますから、別にお風呂来てもらったから認知症対策になるというふうには我々考えておりません。もっとほかの面から男の人が出てこられる機会をどんどんこれからやっていきたいと、そんなふうに思っております。

○11番（吉原経夫君）

町長今、町として努力していると、それはよくわかりましたが、数字的に最初の答弁では男性24名女性71名と女性のが多い。トータルですが。町がやっている高齢者対象の事業などで男性が多いっていう、男性だけの参加者のは別として男性が多いっていう事業はあるんでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時51分 休憩

午後3時52分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（安井慎一君）

全体ではなかなか把握ができないもんですから介護予防事業の関係で御説明しますと、先ほど男性のほうが多いということで男性のほうが多い出席というのは今のところ確認しておりません。しかし町長がいつも男性の方が出席をなんとかたくさん増やしていくたいねというお話もいただいておりまして、先ほど言われた100歳大学の自立グループですかね、そういうたところにもかなりの数の男性の方が増えてまいりますので、また皆さんに声をかけて男女かわらず皆さんに出席いただくような形で進めてまいりたいと思います。お願いします。

○11番（吉原経夫君）

福祉部長から答弁いただいて、男女限らないね、それは参加者を増やしていただきたいということは思います。

3点目ですがウォーキングマップ、ちょっと私、今お聞きして公共施設はあるんですけど例えば浄水場公園はトイレがあるということは書いてないですかね。書いてあるんですかね。そこをちょっと。

○保健センター所長（森本健嗣君）

ただいまの御質問は浄水場公園がウォーキングマップに載ってるかということかと思いますが、コース上にその付近に浄水場公園を通るルートがないもんですから、現時点でのウォーキングマップには載っておりません。

○11番（吉原経夫君）

最初の答弁で今のところ公衆トイレ、新たに施設をつくる2カ所はつくる予定があるけどそれ以外はないという御答弁いただきました。他にも公共施設いろいろあるんですが、これから新しく公共施設いろいろ野外のつくっていくと思うんですが、そのときに公衆トイレを設置する、しないの基準とか内規というかそういうのはお持ちでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時55分 休憩

午後3時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（安井慎一君）

先ほどの最初の答弁で公共施設、特に公園施設の屋外のものを設置する場合の要否は検討していくと。その中では当然設置目的がありますので、そこに公衆トイレがまず必要かどうかということと、そこに公園をつくる場合の公園の基準ですね。そこに公園の基準があるかどうか、そういうたったところを一番重きにおいて考えていく必要があるかなと思ってます。全てにおいて公園をつくっていくんではなくて実際の公園になれば公園のためのトイレ、何々のためのトイレという目線で進めていくべきかなと思います。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ということは、公園をつくるときにそれぞれの公園つくるときに合わせてつくるかつからないかを検討していくことでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

そのとおりでよろしくお願ひします。

○11番（吉原経夫君）

今まで公園、またちびっこ広場など設置したときにちょっと現状を見ているとどこもトイレがないと、ということはそこも全部目的に合わせて必要がないと判断して設置しなかったんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

直近の整備のあり方についてはそういう形になります。例えば浄水場公園については一定の駐車場、車が置けるスペースもありますので、そういうたった遠いところからお見えになるということも考慮すると、トイレも必要であるというふうには感じております。例えば地域の狭い公園ですね、ちびっこ広場。そういうところについては周りのお子様がお見えになりますので、多分トイレが必要になれば御自宅に帰って利用されるとか、そういう判断からするとちびっこ広場についてはトイレは必要ないという見解で町としては捉えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

宅地造成などで寄付採納される公園というか、そういうのもありますが、そこら辺の関係もトイレ設置するかしないか、それはどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時58分 休憩

午後3時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

開発の件でございますけども、トイレの設置まで要件には含まれておりませんのでよろしくお願ひいたします。

○11番（吉原経夫君）

なければ、こちらからお願ひすることもできないしということだと思いますがわかりました。

4番目の質問に移りたいと思います。最初の答弁で予算枠を超える場合、増額が必要な場合は補正予算組むとあるんですが、この補助事業全て国や県や町が進めてこうという、推進していこうという施策なんです。ですから当然必要なんですよね。増えていくということはいいことなんです。で、増額が必要な場合とあるけど全て増額必要じゃないかなと、額にもよりますが何千万もすることはないんで、それを私はそういう場合があつたら早急に補正予算を全て組むべきじゃないかなと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

基本的にはそのとおりだと思います。大治町が何かの施策に基づいて町民に対して補助していこうというものに対して、予算よりも多く申請があるっていうのは大変喜ばしいことだと思います。ただ大治町では過去に余りこういった例は僕の記憶ではないと思いますけれども、愛知県や国の場合ですとある程度予算枠っていうのを決めて集中的に啓発も含めてやっていくという施策の取り方もあるんですね。これは例えばこの3年間、例えばこういったものを全町民対象に1,000個ずつ予算をとって早期に普及したいと、そういう思いがあるような補助金とかそういうのも、なきにしもあらずだなということがあります。補助要綱それから補助金の交付規則というのは大治町持っていますけれども、その中に予算の範囲内という言葉があるということを鑑みると、やっぱりその制度の内容をよく見て判断しなきやいけないんだろうとそういうふうに考えております。

○11番（吉原経夫君）

町単独のお金なら簡単にできることは分かります。国や県の補助事業だと国や県、予算枠があつて超えちゃったらできない。国や県が補正予算組んでくれたら別ですけども、町単独でその分までやるのは難しいという考えなのかなとは思いますが、例えば一つの例の地球温暖化対策ですね、住宅用の補助事業は国や県の補助対象になったと思うんですが、国や県補助額がなくなったからなのか、町として初めての事例で対応できなかつたのか、どういうことなんでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

ただいまの質問ですね、県からの補助金がございますが大治町の補助金、支払った額に対しての愛知県の補助金でございますので単に大治町の予算がなくなったということで打ち切りということでございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

終わったことをとやかく言うつもりはないんですが、やっぱり町でやれることは次からはやっていただきたいと、補正予算しっかり組めるときは組んでいただきたいということを要望して質問を終わらせていただきます。

○議長（松本英隆君）

11番吉原経夫議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

午後4時03分 散会